# さいたま市自治基本条例検討委員会 最終報告書 [別冊意見集]

―寄せられた意見及び市民Webアンケート結果概要―

平成24年2月2日

# 別冊意見集 目次

第	1 意見集	. 1
	条例全般について	. 2
	条例の名称について	. 5
	前文について	. 5
	第1章 総則	. 6
	第1条(目的)、第3条(自治の基本理念)について	
	第2条 (定義) について	
	第4条(条例の位置付け)について	
	第2章 市民自治を担う各主体の責務等 第1節 市民の権利及び責務等 第1節 市民の権利及び責務等	
	第 1 即	14
	民自治の担い手としての人づくり)について	14
	第2節 議会及び議員の責務等	
	第9条(議会の役割及び責務)、第10条(議員の責務)について	
	第3節 執行機関及び職員の責務等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第11条(市長その他の執行機関の役割及び責務)、第12条(職員の責務)について	
	第3章 市民と市がともに進めるまちづくり	
	第1節 情報共有の推進	19
	保護)について	19
	第2節 市民参加及び協働の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第16条(市民参加の推進)、第17条(協働の推進)について	19
	第18条(市民の意見への応答義務)について	
	第19条(住民投票)について	
	第3節 市民のための市政運営 第20条(総合振興計画)について	
	第21条(健全な財政運営)について	
	第22条(市の取組の評価)について	
	第23条(監査の実施等)について	
	第24条(法務)について	27
	第25条(危機管理)について	
	第26条(組織の整備等)について	
	第4節 地域及び区のまちづくり 第27条(地域のまちづくり)について	
	第28条(区役所の役割)、第29条(区長の責務)について	
	第30条 (区民会議) について	
	第5節 国、他の地方公共団体等との関係	
	第31条(国、埼玉県等との関係)、第32条(諸外国の都市等との関係)について	33
	第4章 実効性の確保	33
	第33条(必要な制度及び仕組みの整備)、第34条(運用推進委員会の設置)、第3	
	5条(条例の見直し)について	33
	検討委員会、検討の進め方について	35
第	2 市民W e b アンケート結果概要	37

# 第1 意見集

さいたま市自治基本条例検討委員会に寄せられた意見や、各種団体等との意見交換、各区で実施した市民意見交換会、出前意見交換会、市長、議会、職員有志との意見交換等でいただいた意見を、最終報告書のテーマごとにまとめて紹介します。

- ここで紹介する意見は、検討過程において寄せられた意見であり、最終報告書への意見ではありません。そのため、意見の中で引用している文章等が最終報告書の記述とは異なるなど、最終報告書の内容と必ずしも対応するものではありません。
- 意見は項目ごとに分類していますが、複数項目に関係する意見もあるため、明確に分類 ができているわけではありません。また、意見は要約して記載しています。
- 意見は<市民>、<議員>、<市長>、<職員>に分けています。

<市民>:主に次の方法等で寄せられた意見を記載しています。

意見方法	参考 (人数等)
検討委員会あてに提出された意見	延べ 165 名(団体を含む。)
各区で実施した「市長タウンミーティング」(平成 22 年度 上半期)での意見	参加者 312 名(発言者 90 名)
各種団体等との意見交換 (平成 22 年度) での意見	参加者 58 名
各区で実施した市民意見交換会 (平成23年度) での意見	参加者 178 名
出前意見交換会(平成23年度11回実施)での意見	参加者 204 名
大学生との意見交換(平成 23 年度)での意見	参加者 10 名
市民活動サポートセンターに設置したPRコーナーに寄せら れた意見	76 件

<議員>: 平成22年11月に議長、副議長、議会改革推進特別委員会の正副委員長より議会基本条例等の説明を受けた際にいただいた意見、平成23年6月に議員52名に中間報告書の説明を行った際にいただいた意見を記載しています。

<市長>:平成22年11月に市長と意見交換を行った際にいただいた意見を記載しています。

<職員>: 平成23年5月及び7月に職員有志計20名との意見交換を行った際にいただいた意見を 記載しています。

# 条例全般について

#### く市民>

#### ●自治基本条例に期待する

- まちづくりのいろいろな課題を支える条例にしてほしい。
- ・ 若者が「与野っ子」を誇りに思い、地元を愛しながら生活しているのは、すばらしいこと。若者とともにまちを豊かにしていく活動を盛んに取り入れてほしい。
- ・ 地元で生まれ育った人はもちろんの事、新たに住んだ東京に勤めている人達にも基本条例に愛着が もてるようにして欲しい。
- 4市が合併したので、4市の市民憲章があったはずで、それが根付いていたものがあるはずなので、 それを学んで前向きに歩み寄ろうとする方向性を出すのが今回の条例である。
- 自治基本条例というのは、市民が活動していく上ですばらしい条例であると思う。
- ・ 市民参加の視点を重視し、情報公開、市民との協働のまちづくり、市民の権利保障を大切に、創造 的、文化的で開かれた新しい自治の骨格となる条例を期待する。
- ・ 市民自治を推進するのに大事な市民参画、協働、新しい公共、住民投票などについても、その理念 とかルールを明確に明文化してほしい。
- ・ さいたま市のまちづくりと暮らしについて、市民がどのように参画し、どのような責務を負い、どのような夢を持ち、どのような実りを得ることができるのか、「さいたま市のまちづくりと暮らしの羅針盤」となる条例ができると期待している。願わくは、人によっていろいろの解釈ができるような玉虫色の条例ではなく、市民一人ひとりが自治の担い手としての自覚と責任を感じることができるようなメッセージ性のある条例にしてほしい。
- 市民意識の底上げと、何か活動を行う際のツールとなるべき。
- ・ 市民は何かに関わりたいと念願している。関わりのヒントが条文に欲しい。
- ・ 行政は民間にできない仕事を担うから行政であり、そういう部分が相当あることをしっかりと条例で示した上で、地域、市民、企業と一緒にやらなければいけない時代というような謳い方にしてほしい。それぞれの役割分担を明確にして、どのような形で担っていくか。かなり具体的に示していかないと、さいたま市らしさが出てこないと思う。
- ・ 行政、議会、市民が三権分立になっていけるような形を創出できる条例にしてもらいたい。市民が 参加できて、役割を持つ反面、市政に責任を持たなければいけないという体制づくりのもととなるよ うな自治基本条例制定であれば、大いに期待したい。市民参加という項目は必須ではないか。
- ・ 住民と行政の関係を一歩進める形の機会として、自治基本条例を歓迎したい。
- 市民と議会 市民と行政の関係が変わるような自治基本条例を。
- さまざまな対立を乗り越える基本ルールを作ってほしい。
- ・ 自治基本条例を含め、市長のビジョンや考えは共感でき、大いに期待したい。また、広く市民の方からの声を集めることは大変結構なことだと思う。
- 皆で作ろう。元気で明るいさいたま市自治基本条例。
- 市政の推進のため、自治基本条例が必要ということは十分理解できる。
- ・ 自治基本条例の内容は必要なもの
- 本条例は立派なものと思っている。
- ・ さいたま市の自治基本条例は斬新なもので、一歩踏み込んで具体性のあるものにしてほしい。
- ・ 既に自治基本条例をつくっている自治体があるので、参考にして本市の特色を発揮した条例とする とよい。
- 具体的に詰めて欲しい。理念は高い方が良い。
- ・ 条文をつくる事だけが目的でないのは分かるが、文章(条文)化されたものがある事で役立つ事があり、良い条例を作ってさいたま市のために頑張って頂きたい。

## ●自治基本条例に否定的な意見

- ・ 他の自治体で定める条例のように市長・議会による二元代表制を形骸化させる恐れがある。
- ・ 「地域主権」などという言葉に唆され、「住民」の定義を曖昧にし、役務(サービス)の受益者に 過ぎない「広義の住民」、或いは無国籍の「市民」による「市民自治」に根拠を与える自治基本条例 を制定すれば、日本の地方自治が変質し、ひいては国家が足下から崩壊する虞さえある。特定の主義 主張を持つ団体、或いは外国籍の住民が自治に関与する危険をはらむ「自治基本条例」ならば、その 制定は許されるものではない。
- ・ 自治基本条例は行政・首長・議員、住民が本来やるべきことを行い、既存の条例の整理と効果的運

用がなされていれば、定める必要の無い条例である。この条例を制定しようとすることは、やるべき 人たちがやるべきことを行っていないということである。

- ・ 自治基本条例、市民参画・協働など、外国人や市民団体の政治介入を許す政策すべてに「反対」。 外国人の参加を容認する政策はどんなに言葉を変えようと、主権が国民にあるという憲法の大前提を 反故にするものなので絶対的な憲法違反。こんな重大な国家主権問題を自治体が勝手に決めていいわ けが無く、主権者である日本国民に対する重大なる裏切り犯罪行為。選挙で選ばれてもいない素人の 政治介入も、憲法に定められた代表民主制に違反し、地域住民に対する重大な権利侵害である。他国 では差別が無いようにと過度の権利を与えたがために国が滅ぼうとしている。ましてあからさまな侵 略を企てている野心と執念の国々に囲まれている。地方だからいいということはない。更に男女共同 参画にも勿論反対。
- ・ 自治基本条例に反対。条例の主な問題点は「国政に関しての問題は、条例では扱わない(最高規範性の削除)」「外国人参政権を与えない・現在選挙権がある人に限り、選挙権を与える」「市民の定義を住民のみとし、勤務者・団体等は認めない」の3点。この条例に関しての国民の関心は高まっている。上の3つを問題として、条例見直し・中止を取り決めた市町村も多く出始めた。外国人参政権の実質的付与によって、治安の悪化に繋がる恐れも指摘されている。ひいては市のイメージ低下にも繋がる問題である。条例制定に関しては慎重な対応を求める。
- ・ 自治基本条例・住民投票条例は憲法違反。自治基本条例は、市長・議会を無力化し政策の立案・決 定・運営に至るまでプロ市民・外国人等が主導権を握れる。
- ・ 自治基本条例・住民投票条例に反対。憲法違反。地方自治の基本原則は、すでに憲法と地方自治法 に書いてある。今後地域主権が進められたら、自治基本条例と住民投票条例により、プロ市民・外国 人等がやりたい放題になる。

#### ●自治基本条例の検討に当たって一言

- ・ 市政運営の基本原則、情報共有、市政への市民参加、協働、市民の意見等への対応義務、住民投票、総合振興計画、財政運営、監査、行政評価、組織・人員体制、市の発展のための法務、危機管理、国や他の地方自治体等との関係など14項目について規定するとしている。基本条例に規定することにより、危機管理等非常時において、柔軟かつ迅速な対応ができなくなる可能性があるので、規定内容について検討する必要がある。
- 市民がどう変わるのかも、考えなければならない。
- ・ 全体的に建前論、理想論に終わっている。市民の共感は得られない。実効性は啓発だけでは確保できない
- 市民が理解できて、かつ実行できる内容の基本条例でないと、あまり意味がないと思う。
- ・ さいたま市らしさが表現されていない。さいたま市民の好みを羅列しても面白みは無い。意見を絞り込めるのか。
- 権利や義務ばかりが多く目立つ。「まちづくり」という事が基本である。
- ・ 単なる理念条例にはしたくないということだが、理念条例のように読めてしまう。
- ・ 条例案はどこの自治体にでも当てはまるような内容となっており、さいたま市の目玉や独自性が何かが分からない。
- 市民一市長、市民一議会の関連性は表現されているが、市長一議会の関連性も明示したほうがわかりやすい。
- 条例作りはさいたま市の取り組みといったが、市長の取り組みで議会の取り組みではない。
- まず、この中間報告で掲げられた事柄について、全庁あげて現条例、規則に反映できるか検証して みて改正が必要なものは改正することでよいのではないか。

#### ●自治基本条例の文章等に関する意見

- ・ 大事なことなので一般市民が分かり易いようにしてほしい。
- わかりやすく書いてほしい。
- ・ 全体として、理念的かつ抽象的な表現が多くわかりづらい。
- 市民が主体ということが大事でなるべく条例はシンプルなほうがよい。
- ・ 愛着をもてるようなものの方が良いと思う。あまり詰めてしまうと、一般市民が読まなくなってしまう。シンプルが良い。
- 重要な条例であるため、できるだけシンプルにして市民に分かりやすく、親しみやすいものとし、 できるだけ条例特有の用語や文体を少なくして、市民に理解され親しまれる文章にすることである。
- ・ 条例は専門用語で書くのが当たり前と分かっているが、全体に文章が固い。用語解説を付けてほしい。

- ・ 難しい文章を使わないで欲しい。
- ・ 市民主体の基本条例でありながら、文案は一般市民には詳細過ぎ難しくしています。各文案の末尾が、どうとも解釈される、いわゆる役所言葉がベースになっており、一般市民目線の言葉で表して下さい。例えて、受動的な「ねばならない・努める」から、能動的な「行う・できる」にし、行動に繋がるインパクトある平易な言葉を使って頂きたい。
- ・ 行政裁量はできるだけ狭くしないと、市民の手の届かないところで、物事が決められて市民の意思 とかけ離れる恐れがあるため、条文で明確にできる場合は行政裁量の余地のないようにすることであ る。
- 「なければならぬ」という文章はやめてほしい
- ・ 中間報告(概要版)に「市民生活に希望を与える」とあるが、上から目線ではないか。「希望がもてる」とすべきである

#### ●その他の意見(規定すべき事項等)

- ・ 自治基本条例に規定する主な事項は以下のとおりである。
  - (1)前文(さいたま市の由来の概略と理念)
  - (2)目的
  - (3) 市民の権利保障、権利の濫用禁止及び市民が主権者であること。
  - (4)市民、市、事業者団体の役割と責務及び市民相互の助け合いの関係
  - (5) 行政の情報公開、市民が行政と議会の情報を知る(共有)権利の保障
  - (6) 市政は公平、公正を旨とし市民の利益、幸福を基本とすること。
  - (7)市民の権利、利益に重大な影響がある施策について市民投票制度
  - (8)税金の使い方の適正と透明性の確保及び議会のチェック機能の不足を補うため市民のチェック制度の強化
  - (9) パブリックコメントと行政当局の応答義務
  - (10)市民参加(画)を政策立案段階から積極的に進める。
  - (11)議会と市民参加との関係の推進
  - (12) 行政と市民、議会と市民との協働の推進
  - (13) 自然及び人為的災害発生の場合における危機管理体制
  - (14)環境(緑と低炭素社会)施策の推進
  - (15)健康まちづくりのためのスポーツの推進
  - (16)市長の多選の自粛(禁止すると憲法等法律上の問題があるので、自発的な意思に期待する。在職 12年を超えないとする。)
  - (17) 基本条例が最高規範であり、市政はこの条例の趣旨に沿って解釈し実行されるべきこと。
  - (18) 改正規定(条例が現実に活き活きとして動いているかどうか見直しを徹底し改めること。条例が実際に役立っていることに存在意義がある。
- ・ 男女共同参画という視点をこの条例に取り入れてほしい。
- 男女共同参画に関して、「第○条 市長は、市の諸活動において、男女共同参画を積極的に推進しなければならない。2 市長は、市および団体の諸活動における男女共同参画の状況に関するデータを積極的に公表しなければならない。」という趣旨の条文を新設する
- 市民活動やNPO活動、ボランティアの位置づけも明示してほしい。
- ・ 地域の住環境を守る事が何処に記載されているのか。その点も盛り込んで欲しい。法律改正によって住宅街に非常に高い建物が建った。駅前も建物の高さが様々できれいではない。
- 「条例」はカタイので、市民憲章がよい。
- ・ 市民憲章で良いのではないか。
- 市民の行動規範として「市民憲章」を制定すべきだ。
- ・ 法令、条例などには詳しくはないが、この自治基本条例というのはふわふわしている印象を受けた。 つまり、あらかたのことは民法なり条文に明記されているのではないだろうか?
- ・ 考え方・解説の中に、条例・規則名を引用している記述があるが、そのようなところはあえて、条例化する必要があるのか。
- ・ 市長と議会と市民の関係整理をして明確化すればよく、条例の形にまで昇華させる必要はあるかよくわからない。
- 条例があったから、市民やまちにとって何かがうまくいったという事例はあるのか。
- 毎日の生活と自治基本条例の関係が分かりにくい。
- 条例が暮らしとどうつながっているのか? 自治とのいい関係などを知りたい。
- ・ 自治基本条例で、さいたま市らしさとは何か。

# 条例の名称について

#### く市民>

- ・ 名称には「市民自治」を入れて欲しい。
- ・ 「さいたま市自治基本条例」の方がよいと思う。市民だけでなく「さいたま市」を構成する全ての 人(法人を含む)や団体や機関、すなわち、市民、市長、行政(職員)、議会、企業等の法人や機関 が、それぞれ役割を担い、主体的にまちづくりに取り組む指針となる条例にしてほしい。
- ・ 「まちづくり市民条例」「まちづくりさいたま市民条例」等、若い人も誰でも一言で分かるのが大事である。
- 「まちづくり条例」の方が分かりやすいのではないか。

# 前文について

#### <市民>

## ●めざすまちの姿について

- ・ あまりにも自然が破壊されている現実、個人では守れないので行政に守ってほしい。このまちにずっと住みたいと思えるまち。
- ・ さいたま市の魅力は、「特に目立たないけれど生活に必要なものはだいたいそろっている堅実なまち」だと思う。あれこれと奇抜、過剰なサービスはいらない。やるべきことをしっかりとやっていく「やっぱりわが家が一番」的な落ち着くまちであってほしい。
- ・ 子ども、母親、高齢者も不便なく安心して住んでいけるまちであってほしい。
- ・ さいたま市は旧家の屋敷林や歴史を感じさせる史跡も多く残っている地域と、近代的で国際的な地域が共存している魅力的な市。
- 「利権に動かされないさいたま市」を願う。
- すべての人がともに暮らせるようなまちであってほしい。
- ・ 高齢者も元気に暮らせるまち。
- ・ 65歳の人も70歳の人も現在を生きている。現実の問題として社会環境を整えることが大事だ。
- 子どもが遊べる空間と大人の余裕。ずっと暮らしたいと思える地元であってほしい。
- 住んで楽しい安全な町、訪れる方にも楽しい町にしたい。
- 郷土を愛する態度を養うまちに。
- ・ 老若男女会話のある仲良しの町。
- 明るい豊かで環境に人にやさしいまちづくり。
- 自然を大切にするまち・歴史あるものを大切にするまち・互いに助け合うまち。
- 世代、立場を超えてみんながつながりあい、たすけあう社会に。
- 自立した大人を育てるまちづくり
- 子育てが好きになる町、子どもがいっしょに自然の中で大人も遊べる町、大人も子どもといっしょ に学べる町、演劇、音楽、美術を身近に楽しめる町。
- 緑豊かなまち、自転車でまわれるまち
- 市民が、社会や地域の課題を発見・共有し、解決の担い手になる市民参画型のまちであってほしい。

#### ●前文の内容について

- ・ どのようなまちを目指すか市民の思いをもっと分かりやすく、1個条にまとめるのが分かりやすい。 まちづくりの理念とビジョンを簡潔に前文として冒頭に掲げる。内容は、中間報告書4頁「(2) めざすまちの姿と自治基本条例」の枠内の文章でよいと思うが、文体は前文だけ市民が親しみやすい 「です・ます」調にする。
- ・ 自治基本条例が必要な理由として、「日本の経済状況・社会状況の変化」を一番に上げるのは違う のではないか。潤沢な経済状況であっても、人口減少がおこらなくても市民自治によるまちづくりは 必要。自主的・自立的・自発的に行動することが人間の基本である。前文等に自治基本条例の意義と して明確に打ち出して欲しい。
- 自治をする市民と自治をしない市民はどちらが得か?自治をするとこんなに生活が良くなるというような意義付けをするべきだ。市長の政策が進めやすいよう前文にでも入れてほしい。
- ・ 条例を作るのは、分権だからか、解決すべき問題があるからか。これから先のことを書くべき(例

えば、高齢化、企業誘致、財政、マンション建設など)

- 前文に「信頼と奉仕の精神に満ちたまちづくり」という文章を入れてほしい。
- ・ 前文に「誰もが、そして男女が、互いに尊重し合い〜」と修正した方が良い。さいたま市には、市 政運営の通則法のひとつとして「さいたま市男女共同参画まちづくり条例」が制定されている。同条 例第5条は「市民は…あらゆる分野において…積極的に男女共同参画のまちづくりの推進に努めなけ ればならない」と、市民としての責務を定めている。男女平等・共同参画社会の実現は、日本の21 世紀の「最重要課題」(「男女共同参画社会基本法」)である。最近の自治基本条例は、男女共同参 画の観点を盛り込む傾向にある。
- ・ 前文に「~子供から高齢者まで男性も女性も障害のあるひともないひとも~」とあるが中には男で もあり女でもある人、男でもなく女でもない人、性同一性障害などの人はどうなるのか。日本国万民、 天下万民としてはどうか。
- ・ 前文について、さいたま市としての成り立ち、元々東京近郊のベッドタウンとして北関東、東北方面への交通の要衝として発展してきた浦和、大宮、与野の合併に過ぎない。言い換えれば元々都市としての求心力はなくそこに住むためだけが主な目的であり、それ以外のまちづくりなどはおまけ、付属にしかないというのがよそから転入してきた住民の意見である。しかし、住めば都とはよく言ったもので10年ほどいると少しはよいところや、地元の文化は着実に育まれているとよそ者の私でも感じるようになる。それを継承し、発展させていくために指針を作る、または協議する法律を策定するのは良いと思う。

# 第1章 総則

第1条(目的)、第3条(自治の基本理念)について

#### <市民>

# ●条例の目的に関する意見

- 自治基本条例の目的については、市民、議会、市長等の基本的な事項を定めることとしている。住民自治の基本事項を定める条例であれば、さいたま市における最高規範たる条例である。既存の条例や規則等の見直しだけでなく、今後新たな条例を制定するにあたっては、自治基本条例の制限を受けることになると考えられるため、憲法や地方自治法、その他の法令に抵触しないかを検討する必要がある。
- ・ 自治基本条例をなぜ作成するか、地方分権を上から進めるから作るのか、あるいは市民が団体に参加することがまちづくりには大切なのでつくるのか。市民一人ひとりが団体に参加することにより市民の責務を果たし、それを応援するような書き方をしても良いのではないか。
- ・ なぜ条例が必要か考えるべき。モラルが低下している。討議の前提として倫理観の醸成が必要。
- ・ 傍聴しても、この条例が何のために必要なのか全く理解できない。市民が市政に参加する事がなぜ 必要なのか。今の間接民主制では何が駄目なのか。傍聴を通して、全くこの条例の必要性を感じなか った。
- 「幸せ」は抽象的なので、「安心安全な」等とした方が良いのではないか。
- ・「誰でも安心して住める」という文言を入れて欲しい。
- 県のスローガンのようにシンプルなスローガンが必要。

#### ●自治の基本理念・市民自治に関する意見

- ・ 理念を、市民が主体的に課題解決に取り組むこと、議会及び市長等が役割や責務を果たすこと、国 や県との協力関係を築くこととしている。このことは地方自治法や、これまで住民自治の基本理念を 条例化した、さいたま市市民活動及び協働の推進条例に規定されている内容であるため、協働の推進 条例の改廃を含め検討する必要がある。
- ・ 個人や家庭でできないことは隣近所、NPO等で行い、それでもできないときにのみ行政が力を貸すという新しい公共の仕組みを多くの市民は気がついていないのが現状。
- ・ 市民活動を通して「動けば変わる」を実感しています。市民も行政も共に学びあい、尊重しあいながら、絆の中で課題解決に
- ・ みんなで話し合って、肩をたたき合って、そして同じ目線で物を考えて、それで自分たちでできないことは、役所やコミュニティ会議に相談するのが良いと思う。
- ・ 市民が自ら治めるのが自治
- ・ 市民が主体的にまちづくりをすることが、市民の自治意識の醸成や市民活動の促進が図られること につながる。

- 「市民自治をやらされている」ということではなく、もっとクリエーションしていくことが大切だ。
- ・ 自治基本条例が制定されると、私たちの暮らしがどう変るのか。行政は住民の参画を望まない状況下で、自治基本条例を足がかりに私たちは何が出来るのか。行政から提示された課題ではなく、市民の思いから行動を起こすことが重要である。
- ・ 私達市民の力は、社会資源なので、生かしてほしい。
- ・ 行政は、新しい時代の行政の仕組みを推進していく上で、NPO等の力を大いに活用したら良い。
- ・ 市民に何を任せてやってもらいたいのかを明確にすべき。
- 構えるのではなく、自然体で関われたらいい。
- ・ 官ですべきことは官でやらなければいけない。官のために民の活用が必要だとする見解は危険である。
- ・ 電力・ガス・警察・消防等、行政がやるべきことを前提にして考えてほしい。市民が何でもやるのではない。条例に応えられる人は活動できる人? 安全・安心・公平なさいたま市にするにはという、一本、芯が通っているとうれしい。
- ・ 日本は国も地方自治体も間接民主制が大前提であるのに、「市民自治」はおかしい。自治基本条例は、選挙による一般市民の信任を得ていない一部の市民が、市政に大きな影響力を及ぼす事を可能にするものであり、間接民主制が機能しなくなる恐れがあるので、制定には反対する。現在でもタウンミーティングや意見フォーム等、市に対する意見や要望を伝える機会はあるのだから、制定する必要はない。
- ・ 地方自治法では「住民自治」である。市民自治と広げすぎではないか。
- ・ 「地域主権」という条文で一番曖昧な条文は明記するべきではない(市民主権も同様)。学者でも 主権を明記するべきではないとする意見はあり、主権の解釈は学者の数ほどいると言われている。ま た主権とは曖昧すぎて暴走や無秩序をも正当化してしまう恐れがある。
- ・ 「市民自治」と「新しい公共」はどういう関係があるのか、またどのように考えているのか。「新しい公共」は「市民自治」と近い概念であると思う。
- ・ 市民自治まちづくりに塩梅のいいサイズってあるのではないか? "市民だよ" といわれても息苦しくて暮らしにくい町になってしまわないだろうか
- ・ 「市民自治」という場合に、市民の自治の範囲はどこまでなのか。個人としての市民の力には限界がある。市民の中での意見の相違をどう調整するのか。
- ・ 市民自治の発展など概念的によくわからないところがある。
- 「市民自治の確立」とはどのような状況をいうのか。体系、体制構築段階や運用段階などが考えられるが、具体化されていないように思う。前出として「市民自治の発展」という言葉があった。市民自治の段階を整理し、明確化するのがよいのではないか。
- 市民自治とは何か。
- ・ 市民自治と市政運営は、概念的に大きさが違う。

#### く議員>

- ・ 国との関係では、地方分権、地域主権と言われているが、自治基本条例の策定にはどのような根底があるのか。
- ・ 中間報告では「誇りを持てる」さいたま市とするとあるが、住民投票を実施せずに住民不在で合併 を行った市に関して、誇りを持てるのだろうか。何かこの条例は、合併してしまったのだから、これ からよくしていこうというふうに、ある意味ごまかすためというようにも受け取られかねないように 思う。

#### <市長>

- ・ これからの時代を考えると、高齢化、都市化とコミュニティの崩壊、財政状況の悪化といった問題が浮かぶ。私たちはもう一度、住民自治、市民が参画する自治のシステムをしっかりと構築する。そのためのルールをつくることが非常に求められている。財政難を理由と思われても困るが、前提条件として避けて通れない。
- 市民、事業者、行政、そしてもちろん議会それぞれがそれぞれの役割を担って、同じ視点、同じ目線で共に考える。それを実行する。この過程でそれぞれが参画して自治がなされることが正しい公共の一つの方向性だろう。

#### <職員>

様々な意見があることを多くの人が知っていくことが市民自治の基本だと思う。

#### 第2条(定義)について

#### く市民>

# ●「市民」を広く定義することに肯定的な意見

- 一部の市民から寄せられた意見の中に外国人を排斥するかのような主張があったことを残念に思う。 「市民」の定義を正しく解釈すれば、国籍や民族に関わらず外国人も「市民」たりうることが理解できるし、「市民」としての自覚を持って、地域の一員として生活するようになれば、彼らから学ぶことも多いはずである。外国人に限らず、あらゆる差別や不公平を許さないまちであってほしいし、そうあるよう条例に明記してほしい。
- ・ 参政権や外国人について、基本的には、国の政治と地域の政治は違っていて、多文化共生のもと、 どこでも隣に外国人が住んでいるので、あまり排他的にならず、外国人もこれから一緒に生きていく んだという視点で考えてほしい。
- 「市民等」と呼ばれるより「市民」と呼ばれる方が嬉しい。
- さいたま都民も多いので、さいたまで働いている人たちが入るのは当然。
- ・ 住民だけでなく、市外から通ってくる学生の意見も聞いて、まちづくりに反映してほしい。市外の 学生もさいたま市に愛着をもっている。

# ●「市民」を広く定義することに否定的な意見

- 市民の範囲が広すぎる。
- ・ 市民の定義に関して、住民と在勤・在学・活動団体が並列で並んでいることに違和感がある。
- ・ 市民という定義が広くなりすぎているのではないか。防災という点から考えると憲法や自治法で定められている範囲で良いと思う。議会の活性化が、問われているのではないか。
- 市民の定義を住民のみとして勤務者や団体などは認めないことを求める。
- ・ 広義の「市民」ではなく、住民への配慮が必要である。
- 市民の定義がおかしいのではないのか。住民票がなくても、事業活動していれば、市民として認められるのか。
- 団体は「市民」ではなく、「市民団体」とするのが正しいと思う。
- ・ その自治体に住んでいるということと、政治参画する資格があるということは別のことである。そ の自治体に対する義務と責任を同等に負っていない人の政治参画が制限されるのは当然である。この 条例が無くても意思を伝えることはでき、行政サービスを受けることもできる。
- ・「市民」の定義が幅広いところが問題。世の中には悪意を持って、政治を自分たちの都合のいいよう に動かそうとする人たちがいるのに、このような誰でも参加することができるようにするのは問題。
- 市内に通勤する者、市内に通学する者を「市民」とみなす自治基本条例を見かけるが、請願権などを認めるに止め、自治に参加する主体としては認めるべきではない。
- ・ 「市民」の定義について、外国人や市内に通勤する者など住民以外の者に対して、住民と同一の権利を認めるべきではない。
- ・ 法人その他の団体について、自治に直接関与することは許すべきではない。意見・要望を聞くに止めるか、請願権に止めるべき。主権者でないものは除くべき。特定の利益を追求する団体、特定の思想信条を持つ団体が自治に介入する虞があり、このような危険は排除すべき。
- ・ 外国人や法人、任意団体などが参加するというと参政権との問題が出る。
- ・ 自治基本条例の制定に反対。さいたま市に住民票をもつ居住者以外も「市民」の定義に入っているのはおかしい。これは在住外国人を政治参画させるための条例か。また、市内で公益的活動や事業活動を行うものまたは団体まで「市民」とするならば誰でも市民になる。利権団体や反日活動団体が地方行政に直接関与することにもなりかねない。「市民自治」とあるが市民が自治をしなければならない自治体とは、市長や市議会が機能していない自治体ということになる。
- ・ 「市民とは、市内に住所を有する者、市内で働く者、市内で学ぶ者、市内で公益的活動や事業活動 その他の活動を行う者または団体をいう。」とあるが、この記述では曖昧ではないか。国籍はどうか。 参政権は重大な問題である。あいまいな、『市民』というくくりでは危険だと思う。これは国防にも 通じることではないか。
- ・ 現在検討中の自治基本条例について大変危惧している。市民参加を謳いながら、問題点を指摘されても、その問題点を多くの市民に知らせないままに、制定に向けて突き進んでいるように見受けられる。従来の「首長 議会」という自治の基本形を、住民投票やモニター組織の導入により壊そうとし、その参加者も「市民」という言い方で従来の「選挙民」とは違う定義がなされるわけで、実際の運用においてどのような方の声が大きく反映されるかによって、多数派選挙民や国の意向と齟齬をきたす

可能性もある重大な変更である。選挙に行く程度の暇しかない正業に勤しむ一般市民の利害はいかに 担保されるのか。

- ・ 「住民」以外に「働く者」「学ぶ者」「その他団体」等も含めるということは、さいたま市に住み、働き/学び/団体で活動する人はあくまでも「1人の市民」でしかないのに対して、他の市に住み、さいたま市で働き/学び/団体で活動するものは、他市の市民であると同時に、さいたま市民としても認められることになる。さいたま市、及び他の自治体の両方に利害が発生するような案件において不平等が生じるのではないか。
- ・ 「市民」は、しっかりと定義づけを行ってほしい。外国人労働者の中でも、日本は通過点と考えて、 数年で去ってしまう人に対して、合理的な区別が必要ではないか。
- ・ 外国人地方参政権に道を開くべきではない。
- 日本国籍のないものには請願権などを認めるにとどめるべき。
- ・ 市民の定義に国籍要件を含めてもらいたい。自治基本条例は、単に市に対し意見を述べるというようなものではなく、市長や議会の市政運営に一定の拘束力を持つものであり、また住民投票に関する記述もあることから、国籍要件は必須であると思われる。外国人に住民投票への参加という政治的権利を与える事には慎重であるべき。
- ・ 自治基本条例は外国人参政権を認めるものと言われている。自分たちの子供の代にさいたま市や日本の有り様が、日本人以外の人物や団体に侵食されることを防ぐ意味でも、もっと条例の全内容を具体的に市報の号外を出すくらいの細やかな対応をした上で、市民に意見を問うてほしい。
- ・ 中間報告での定義は、参政権のある者を指す「市民権」を持つ市民とは異なる。自治とは、自分たちのことは、自分たちで決めること。外部の干渉を受けないこと、他人に決められないことを言うはずだが、この条例案では住民以外の者に色々意見を言いわせ、案を出させ、地方自治法に定める正式の住民投票にならなければ、真の住民の意思は問われないことになる。この条例は、基本的には、住民の参政権を確保し、政治に市民を広く参加させようとする条例ではないのか。原案は、名前とは裏腹に、自治放棄条例で、外国人参政権条例である。また、条例案のとおりに市民を定めた場合、その市民に該当するかどうかは、どのように判定するのか。
- ・ さいたま市の自治基本条例は外国人参政権という危険をはらむと知った。重大なことなのになぜ一般の市民にわかりやすいかたちで周知されないのか、非常に不信と疑問を抱いた。外国人に対する軽率な権利拡大は一市民として恐い。善良な外国人も多からずいるとは理解しているが、近所では、日本になじもうとしない外国人による風紀や治安の乱れがあり大変迷惑しており、下手に一般市民が口を出せば何をされるかわからないという恐怖を身近に感じる。耳触りのよい文言ばかりでなく、条例の中身をもっとひろく市民に周知し、条例の可否を決めてほしい。
- 住民、市民の定義に日本国民、及び日本国籍を有する者という定義がない。
- ・ 市民の定義はさいたま市在住で日本国籍を保有している、さいたま市民であるべき。市民の「抵抗 権」なるものを明記する必要はない。
- ・ ここで言う市民に外国人は入るのか。外国籍の人に地域行政の一端を担わせる可能性があり、場合によっては、公募市民が外国人だけということもありえる。憲法により外国籍の人に投票権がないように。自治、行政に外国籍の人の意見を反映させるのは大きな問題である。市民の意見を取り入れたければ、アンケートでも何でもやり用がある。
- ・ 自治基本条例に書いてある「市民」とは日本人のみか。もしこれが外国人を含むのであれば問題。 外国人地方参政権のようなものになってしまう。納税しているから、住んでいるからと言って、外国 人にルール制定に参加させるのはおかしい。外国人を参加させることに絶対に反対。
- 市民の定義が曖昧で外国人も含まれる可能性がある。
- 市民の定義に国籍条項が欠けている。国民主権の原理から外国人が市政に参加できる規定はおかしい。さいたま市に大勢の外国人が移住してきて、外国人が市政に関わり、外国人のための投票が次々に可決されたらどうするのか。憲法違反であり断固反対。
- ・ 市民は現在は、日本国籍を有している者である。選挙の投票権は外国人にはない。外国人に対して 選挙権を認めている国はほとんどない。内政干渉になる恐れがある。市民の範囲を居住する外国人に 拡大するだけでも極めて危険。一地方自治体の問題ではない。一票の格差という問題がよく取りざた されている。一票というものはその位重い。外国人に自治権=選挙権を与えることは、この議論も無 にしてしまい日本人から権利を幾分かずつ取り上げることである。
- ・ 市民、区民の定義に、「市内・区内で働き、若しくは学ぶ者又は公益的活動、事業活動その他の活動を行う者若しくは団体」とあるが、各市で住民基本条例が施行されれば、二重投票権を外国人が持つことになる。日本国籍を持つ日本人という定義もない。事業活動その他の活動を行う者若しくは団体が、今さいたま市で住民投票をすれば、合法的に市がのっとられてしまう可能性も十分ある。このような曖昧な条例を施行すれば、市政そのものが成り立たなくなる。

- ・ 市民の定義が広すぎる。国籍について明記されておらず、市政に参加できる市民等に外国人を含む と解釈することもでき、これは憲法の国民主権の原理に反する。さらに外交問題や国防問題にまで外 国人が介入できることとなり、日本の主権を脅かす。「日本国籍を持つ20歳以上の者」と規定すべ き。市民の主権を侵害するものを作るべきではない。
- ・ 「市民」に外国人を含むのであれば問題。外国人地方参政権のようなものになってしまうのではないか。もし、外国人も「市民」の中にはいるのだとしたら、絶対に反対。「市民」は日本人のみにしてほしい。
- 「市民」の定義に外国人も含まれている。国籍も違えば常識も違い、歴史認識が違う人までも市民になってしまう。さいたま市は外国人も多く、マナーも悪くて、引っ越したくなる程住みにくい。さらに外国人が地方政治を動かすようになったら、その土地は日本ではなくなる。みんなが選挙で選んだ議員の意味がなくなる。断固自治基本条例に反対。
- 「外国人」を市民の定義に含んでしまうと、特定国の外国人が一時的に移住、在学、通勤して来て、 多数決で日本人に不利になる条例を通すことも可能になる。治安が悪化する可能性も否定出来ない。 日本人が住み良いさいたまのために「外国人」を市民定義から外すべき。外国人が祖国での参政権が 認められる場合には、2重参政権になる。
- ・ 自治基本条例は、在日外国人に外国人地方参政権を与えるに等しい。日本の都市の政治に、日本人ではない外国人の意見が取り入れられ、外国人が住みやすく日本人が住みにくい町が作られてしまう危険性がある。また、さいたま市街に住むプロ市民の意見などが反映されています恐れもある。日本で働き、納税もきちんとされている方がほとんどだろうが、参政権は「日本人であること」が絶対条件。税金を納めているからよいというものではない。住みにくい町になってしまう恐れがあることを大変残念に思う。
- ・ さいたま市が現在施行しようとしている自治基本条例は違憲。日本国憲法では日本人主権による統治を定めているが、この条例は外国人に内政干渉を許すものであり全国に被害が及ぶ可能性が大いにある。実際、外国人参政権を許した国では。労働力として移民が参政権を持ち、政治が混乱している状態。
- 明文で「外国人参政権を与えない」と規定していただきたい。日本支配を目論み、参政権を欲しければ本国に帰国すればよい。外国籍のまま自分が在住する国の選挙権が欲しいとは、根本的な間違いである。戦後のGHQによる準戦勝国待遇と日本解体計画に利用された人が恫喝して得た在日特権がその根である。日本国はこのくびきを断ち切ることが必要なのに、「外国人参政権」まで求められる惨状となった。絶対に許してはならない。過去の歴史から学ぶと絶縁が最もよい。
- ・ 外国人に越権を与えるだけの掲題条例は、さいたま市民を愚弄している。この条例を即座に廃止すべき。本件に関し、さいたま市に対して市民は憤慨している。
- ・ 外国人参政権には絶対に反対。外国人参政権は諸外国をみても一般的ではない。日本のルール、地域のルールなどは日本国籍の日本人が決めるべき。
- ・ 外国人参政権を条例に入れることに断固反対。素晴らしい国の仕組み、素晴らしい日本を維持する ためには日本国民として生きる道を選ばれた方以外に外国人参政権を絶対に与えてはいけない。
- ・ 外国人の参政権には反対。外国人参政権を定義していない条例でないのなら、外国人参政権とは関係ないとはっきりしてほしい。
- 一見平等社会への推進に見えて恐ろしいのが外国人参政権と人権保護法案である。外国人に参政権 を与える事はグローバリズムでも平等でもなくただの無謀。
- ・ 外国人参政権絶対反対。日本の参政権が欲しければ日本国民になれば良い。参政権を与えない事は 差別ではない。
- 参政権は日本人の権利。永住資格をもっているとしても外国人に与えないでほしい。日本人とは国民性が違う。無責任にその町を自分たちの都合のいいようにしようとする。グローバル化や多文化共存などという言葉に騙されないでほしい。日本人が外国人に遠慮しながら肩身の狭い思いで生活したくない。外国人を日本の政治に参加させる自治基本条例制定に断固反対。
- 何故外国人に参政権を与える必要があるのか。日本に住んで、働いているなら納税の義務があるのは当たり前。税金を払っているのだから参政権をよこせ、というのは筋が違う。地方の参政権を与えたら、その自治体は外国人に乗っ取られてしまう。そのうち国政にも及ぶ。これは差別ではなく、区別である。日本に国籍のある有権者が政治に関わるべき。自治基本条例、断固反対。
- ・ 外国人参政権反対。日本人以外に、なぜ参政権を持たせるのか。内政干渉である。外国人が一つの 地方をターゲットにして集結してきたらどうするのか。外国人に日本人と同等の権利を持たせないで ほしい
- ・ さいたま市民であっても大きくみれば日本国民である。日本は統治国家なので、日本国籍所有者以外が長く住んだからと言って参政権を主張されては困る。外国人参政権には絶対反対。

- ・ 外国人の参政権を認めることは日本の主権の侵害でもあり、外国の考えによって政治が一部でも判断されるようなことでもある。永住をしない人がなぜ日本の内政に干渉しようとしているのにそれを認めなければならないのか。少なくとも永住権を獲得した人間のみに認めるべき。
- ・ 「外国人参政権」の付与について、基本的に日本人ではない人が市民権を得て、日本人と同じ立場 に置かれることは違憲だと思う。地方行政を確実に、正しく推進するためには、きっちりと日本人で あることが必須の条例であるべき。
- ・ 外国人参政権につながる条例だと思うので、反対。外国人参政権を認めると、日本人に不利、不必 要な法律が可決される可能性が出る。さいたま市で暮らしている人の家族や友人にも、何らかの影響 が及ぶことになるのではないか。
- 自治基本条例に反対。外国人参政権に反対。外国人に参政権を与えたら、選挙ごとに住民票移動させて自分達の味方の候補を通してそれを繰り返して市を乗っ取る。他の自治体にも参政権を与えると言い出す。日本は日本人だけのもの。外国人が内政干渉してはならない。
- 自治基本条例、外国人参政権に断固反対。外国人に参政権を付与するということは、国を売るということ。日本に外国人自治区ができることになる。人口の少ない自治体に参政権を持った外国人を選挙ごとに住民票を移動させて、外国人の指示する議員を当選させると、あっというまにその自治体が外国の自治体になる。その繰り返しで最後には、日本が無くなる。
- 自治基本条例に断固反対。中身は外国人参政権である。これを実施すると、さいたま市、埼玉県、 日本全体が外国人に乗っ取られてしまう。外国の例では、外国人に選挙権などを与えた結果、移民が 増加し、移民してきた者によって現地の人間が逆に差別をうけるという悲惨な状況になっている。さいたま市だけの問題ではなく、日本全体に関わる。
- 多文化共生などと他国で次々失敗しているのに、なぜその例を見て危機感を持たないのか。移民してくる民族は自分の都合のいいようにその国の法律も治安も政治も変えようとしている例が散見される。移民が増えて国民が逆差別、犯罪の増加など、もう元に戻せないというところまで没落してしまった他国の例がある。
- ・ 必要性が感じられない、日本人の権利を外国人に簡単にあげることは許されない、日本人の権利を 侵害される、日本人が暮らしにくくなる、日本の事は日本人が決めるのが常識である、重大な事は外 国人に任せられない。
- ・ 日本国民の権利である参政権を外国人にも与えるなんて絶対に反対。日本にいる外国人のほとんどは、日本に敵意を持っている。こんな人たちになぜ日本の権利を与えるのか。断固反対。
- ・ 市在住の人以外でも参加できるまでは理解できる。自治基本条例は外国人参加も可能な場合もあり、これを危惧する人達も少なからずいる。まず、「外国人参政権」は憲法で認められていない。「外国人献金」が政治家にとって違法である事は外国人の利益誘導に繋がる危険性があるからだが、「参政権」は言わずもがなである。移民をはじめ、外国人に権利を与えた国で成功例はほぼ皆無である。自治体が内から崩壊していく例が後を絶たない。反日思想運動を自治体に要求してくるかもしれない。ある国で交流学習という名目で、大変酷い体験をした事があり、反日イデオロギーが日本に持ち込まれる事を非常に危惧する。理想主義と現実をしっかり区別して考慮すべき。
- ・ 自治基本条例、市民参画・協動など外国人市民団体の政治介入を許す政策には賛成できない。重大な国家主権問題を自治体が決めて言い訳ではない、選挙に選ばれていない素人の政治介入も代表民主制に反し重大な地域住民の主権を侵害する、どんなに言葉を変えても「外国人参政権」に変わりなく外国人参政権は違法である、必要性が感じられない、地方だからこそ乗っ取られてしまうのである、日本人の事は日本人が決めるのが常識である、主権者である日本人及び地域住民への裏切り行為である、他国では過度の主権を与えた事により国が大変な事になっている、地域住民主権を外国人渡すのは断じて許されない。以上の理由で反対。
- 自治基本条例断固反対。日本は日本人を第一とした条例が通るべき。外国の方の権利も重要だが、 日本である以上、外国の方が日本人と同じような権利を持つのはおかしいし、恐ろしいことである。
- ・ 日本の政治に携わっていいのは「日本国籍を有する者」だけだ。外国人に参政権を与える自治基本 条例は明確な憲法違反。そんなことは許されない。絶対反対。
- 自治基本条例絶対反対。なんで外国人に参政権を与える必要があるのか。選挙権があるのは日本国籍を有する者と憲法に明記されているはずだ。
- ・ 地域主権とは、日本国を解体し分断統治を行うための方便であり、日本人を少数派にしていくためのもの。日本国内において日本国民と外国人は同等ではないし、外国においては外国人と日本国民は同等ではないが、私はそれで良いと思っている。自治基本条例に関して、私が危惧するような仕掛けが含まれているなら施行すべきではない。
- ・ 外国人の過度な干渉を防ぐためにも在住外国人の意見を市政に過度に取り入れることについては、 問題があると思う。

- ・ 自治基本条例に反対。日本は、平和を誰よりも愛する日本人、私よりも公を重んじ率先して汗を流す日本人が自治体を運営するからこそ、平和な社会が維持される。外国人の自治参画は、日本人にとっても外国人にとっても、いい結果を生まない。
- ・ 外国人参政権に反対。「住民もしくは市民が市政に関わっていける様にする」という事が基本にあると思うが、外国籍のものは除く様にすべき。それが特別永住者であってもである。震災の後、多くの外国人が日本から出て行った。帰る場所が有るから、何かあれば出て行くという事は無責任である。国づくり、街づくりには関わらせてはいけない。
- ・ 自治基本条例について反対。市民の政治参加を自治体が独自に決めてしまうのは、代表民主制を定める日本国憲法への違反にあたる。それ以外にも、市政に参加できる市民に外国人も含まれているが、私の考えでは、市政に参加できる市民に外国人を含めることは、国民主権の原理に違反する。反対意見を踏まえた上で、再度熟考されることを強く希望する。
- ・ 参政権を有する住民と外国人や市外の在学・在勤者や各種団体が同列の権利を有する。自治基本条例は、住民の権利侵害となるのではないのか。市の事業の計画段階から関わり、税金の使い道にまで口を出すのは越権行為である。自治基本条例には反対。
- ・ 自治基本条例に反対。その理由としては、市民である前に国民であるからだ。市民であるという根拠によって、日本国民と外国人が日本国内において同等の権利を得るという事は、日本国民の権利が損なわれるという事でもある。日本の未来を決めるのは日本人である。また、地域主権にも賛同できない。防衛軽視の現状では危険過ぎる。
- ・ 外国籍の人間を住民自治に立ち入らせることのメリットとデメリットを市民にきちんと説明していないのではないか。これは日本の国益を損ねる由々しい条例である。
- ・ 外国人が公の意思決定に参加することは、憲法でも禁じられており、憲法違反。市民の多数が知らないままに、こんな大切なことを決めるなんて許せない。真面目に働き、日々忙しい市民を蔑ろにし、声を大きく自分たちの利益をために動く大きな団体の意思のみ生かされていくことが危惧される。こんな日本国民を蔑ろにした条例を制定することには断固反対。日本人差別をしないでほしい。

#### ●「市民」の定義がわかりづらいという意見

- ・ 「市内に住所を有する者」とあるが、「住所を有する」とはどういう意味か?「住民」と何が違う のか? 「市内に住む者」と書かない意図は何か? これに対し、「市内で働く者、市内で学ぶ者」と やや平たく広い表現にした意図は何か?
- ・ 中間報告には、『この条例における「市民」には、住民、通勤・通学者、公益的活動や事業活動その他様々な活動を行う者(団体)としています。』とあるが、誤解なく理解されるか不明。
- ・ 中間報告には、『納税者でもある住民がもっとも重要な存在』とあるが、納税の有無で市民の軽重を測るということか? 「納税」とは市税のことか? 「納税していない住民」も「納税者である非住民」もいるが?広い意味で「市民」と言う言葉を使うことは否定しないが、記述の中で同じ意味で使っていないところが見受けられる。
- ・ 開示請求できる「市民」が、さいたま市の情報公開条例の開示請求できる者の条件と矛盾しないか?地域のまちづくりの記述の中で、使用されている「市民」はここで定義された「市民」全てを想定しているのか?
- ・ 「区民」と言う時、「市民」の定義を援用できるのか?「住民」の定義は?
- ・ 事業者や団体の定義がわかりにくい。市民になろうとした人が市民なのではないか。

#### ●「市民」以外の用語の定義について

- ・ 市民、市民自治、協働、市民参加の大部分は、協働の推進条例で定義されている内容であり、協働 の推進条例の改廃を含め検討する必要がある。
- ・ 「市」という言葉の使い分けを厳密にして欲しい。行政をさすのか、私達市民を含めた市を意味するのか。
- あたかも市民自治の確立を図ることで、効果が得られるように記載されており、市民自治が万能であるかのように見える。市民自治とは何かという明確な定義が必要である。
- ・ まちづくりは、土木・建築の分野のことではないことを明確に記すべき。

#### <市長>

「市民」は住民だけではなく事業者の方々、通学者も含めて、自治基本条例の中では一つの担い手として規定し、あるいは参画していただく必要がある。ただし、住民投票については、もう少し絞って規定することが必要だと思う。

#### 第4条(条例の位置付け)について

## <市民>

#### ●最高規範性を付与することに肯定的な意見

- 自治基本条例は市の憲法になるものとして期待する。
- ・ 「自治基本条例」は、さいたま市民のほこりと思える憲法。常に時代にマッチした宝に育てたい。
- ・ 自治基本条例は、さいたま市という地方政府の自治の基本を定めるものであり、国の基本を定める 憲法と性格は同じものであり、重要な条例である。
- ・ 最高規範性について、いろいろと意見が寄せられているが、市の条例の中において、最高(基本) としての性格付けをするので、さいたま市の憲法と表現したのであって法律体系を乱すものではない。 市民に誤解されるので、中間報告書のような表現がよいと思う。「最も大切な規範として」を、「最 も大切な基本規範として」又は「基本規範として」と表現するのはどうか。
- 本条例は各条例の幹になるものと理解している。各条例との関連をどうとっていくのか。市の憲法 にしても良いと思っている。

# ●最高規範性を付与することに否定的な意見

- ・ 何も知らない人が、自治体の憲法あるいは最高規範というような言葉で説明を受けると、自治基本 条例が法律よりも上位にあるのではないかと誤解する可能性がある。
- 「最高法規」「自治体の憲法」と位置づけるこの条例は、現行の法体系を根底から破壊するものである。なぜなら、「市の最高法規」「市の憲法」などの用語は、国と地方自治体の位置づけ・役割を混乱させるだけである。
- ・ 自治体の最高規範は日本国憲法であり、「さいたま市の最高規範である自治基本条例を制定する」とは、論理矛盾であって、如何なる意味でこれを広報するのか理解に苦しむ。
- ・ 市の最高法規、市の憲法と位置づけるこの条例は、現行法体系を根底から破壊させる魂胆になると 考える。
- いくら比喩としても、さいたま市の憲法というのは非常に行き過ぎの表現であると考える。
- ・ 自治基本条例を最高規範としているが法の最高規範は日本国憲法であり 97 条~99 条で明記されているので、憲法違反に当たる。あくまで地方分権であり地域主権を宣言するならさいたま市と国の関係が形成されなくなる。
- ・ さいたま市における最高規範は国の憲法であり、条例にそのような表現は相応しくない。
- ・ 他の条例もこの条例と適合するようにとあるが、それは、日本国憲法が最高規範であり、その下の 法や条例が平等であることに違反するのではないか。他市住民や外国人の苦情も、さいたま市職員が 承り、それで税金を納めているさいたま市住民の苦情が後回しになるなんてことが起こったら、そこ が一番の苦情になる。結論として、条例制定には大反対。
- ・ 自治基本条例やまちづくり基本条例の多くは最高規範性が与えられ、他の条例などに整合性が求められるが、条例同士で優劣があるというのはおかしい。地方自治法にそのような条例を作る手続きが書いてあれば認められるが、当然そのような法律は存在しないので、最高規範性を与える法的根拠がまったくない。一つの条例に過ぎないものに最高規範性を与えるべきではない。
- 「最も大切な規範」を「基本的で且つ大切な規範」に修正する。他の条例を統括する基本となる趣旨が説明されているが各条例は上下がない。「最も」という言葉は、最高という意味を明らかに含んでいる。その意味として解釈される可能性を持っている。
- 他の条例の上位の位置付けのようなものは条例とはいえない。
- 「この条例は国の法令の範囲内で存在する」とあるが外国人に参政権は与えないという解釈でよろしいか。
- ・ 自治体の憲法・最高法規 自治体法体系の頂点より、自治を行う上で身近にある実質的な自治基本 条例に。

#### ●他の条例等との整合性に関する意見

- ・ 市民、議会、市長等が自治基本条例を遵守し、他の条例・規則・他の規定を制定、運用、改正、廃 止するときは、原則、本条例との整合性を図るとなっている。既存の条例の改廃時に整合性を図るの ではなく、基本条例制定時に他の条例等の改廃を含めて検討する必要がある。
- ・ 条例は議会の承認が必要であり、また議会は既に議会基本条例を策定していることなどから、すり 合わせなど慎重に進めてほしい。
- 市民憲章と自治基本条例の違いは何か。他の条例との整合性はとれているか。

#### ●その他の意見

- 条例の位置付けはどのようになっているのか。
- ・ 自治基本条例は自治を進めるための羅針盤とあるが、具体的にどのようなものか。
- ・ 課題解決の方向性(選択肢)は何パターンか市長が構想し、議会と相談しながら決めればいいのではないか。
- ・ 自治基本条例には拘束力があるのか。まちづくり条例と自治基本条例の違いは何か。

#### く議員>

- ・ 自治基本条例に対して議会基本条例は下位法だと考えている。
- ・ 議会基本条例の目的として、「市民福祉の向上」と「市の健全な発展」を掲げたが、自治基本条例 においても基本的には目的は同じではないか。私たちも議会基本条例を基にそれを目指し、自治基本 条例ができてくることによって行政または市民も同じ目線でそれを目指しながら、さいたま市の発展 がもたらされるという部分では非常に期待ができる、また期待していきたい。

#### く市長>

・ 自治基本条例の中に議会基本条例が包含されると考えている。自治基本条例の中に当然、議会の役割、責務などが規定され、それをより細かく規定したのが議会基本条例だろう。

# <職員>

・ 羅針盤としての基本条例であるべき。条例ができたら何がよくなったか、それは運用次第である。 ただし、羅針盤の評価は難しい。評価には指標が必要だが、何を持って指標とするのか、やり方によっては的外れなものになる。

# 第2章 市民自治を担う各主体の責務等

# 第1節 市民の権利及び青務等

第5条(市民の権利)、第6条(市民の責務)、第7条(事業者の責務)、第8条 (市民自治の担い手としての人づくり)について

#### く市民>

## ●市民の権利・責務に関する意見

- ・ 市政情報の議会及び市長等との共有、政策の立案・実施及び評価の過程への参加、まちづくりの成果の享受などの権利を有するとしている。市政への市民参加についての制度や手続きなどを規定する 直接民主主義の概念を規定するものであるため、市議会と調整する必要がある。
- ・ 市民の責務について、主体的にまちづくりに参加し、法令等を遵守、発言や行動に責任を持つなど としている。このことは、協働の推進条例に規定している内容が大部分であるため、協働の推進条例 の改廃を含め検討する必要がある。
- ・ 住民、地域企業、NPOなども含めて大きな意味で市民だと思うが、公共の担い手としてどのような役割と責任を担うのかということが一番ポイントになると思う。ただし、市民の権利は多く書けるが、市民の責任を具体的に表現するのは非常に難しい。
- ・ 市民については権利を具体的に、責務を空疎で観念的に定めるのに対して、市長や議員については 権限を定めずに役割と責務だけを定めている例がある。等しく、権利、役割、責務を定めるべきであ る。
- 市長や議員だけでなく市民にも責任をもってもらいたい。
- 市民の権利主張がある中で、市民税、学校給食費等を納めないような市民もおり、信賞必罰、この 点だけはきちんと対応してもらいたい。
- まずは国民として、住民としての義務をはたすことが、市民のあるべき前提であると思うので、「~「責務」を果たしたうえで、「権利」を行使する自治の主体として~」にすべきと思う。
- 市民の権利をいう人はいるが、責務が大事である。自治会の役も PTA の役もひきうけたがらない。
- ・ 主権者である事の自覚が大事。
- ・ 行政の無駄を批判するだけで、国民が行政に無駄なことをさせるように要望しているという自覚がない。
- ・ 市民の側にも提言の能力がないといけない。

- ・ 市民としての提案力をつけるべき
- 市民の創造力・想像力をたかめるしくみを実現していきたい。
- ・ 市民の勉強不足。市民のレベルアップが必要。
- 市民も、これからの公助のあり方について考えていく学習の仕組みが必要。
- ・ 議会は勉強しているので、市民の努力も必要(議会中の傍聴への参加が少ない)。
- 自分のまちのことを役所に丸投げしない。まず自分たちで考え、勉強して、行動をはじめ役所をな んとかして動かすパワーが必要。
- まちづくりに関心を持ちましょう。人まかせにしない。
- 僕も意見をいう、あなたも意見を言おう、でも相手の話をよく聞こう。
- どんな市民活動をしているか、みんなが知って、積極的に参加できるさいたま市
- 多様な環境の人が声を上げていけるようになれば良いと思う。
- 市民の権利に「移動する権利」を入れてほしい。交通基本法ももうすぐ出来るはずである。
- 子ども及び青少年の成長は良いが「高齢者も元気で暮らせる」という点を入れて欲しい。
- ・ はいと言う返事、靴をそろえるなど心を磨くことが大前提。
- 市民への負担が大きいと思う。市民が協力を求められることが多数ある。
- カルト教集団などに、さいたま市民として権利を行使させるべきではない。

#### ●事業者に関する意見

- ・ 事業者は位置付けた方が良い。
- ・ 企業の地域協力が望まれる。若い人の参加が望まれる。
- 母子家庭でも働きやすい社会(特に事業者)を作ってもらいたい。
- ・ 報道機関には、その公共性と社会的影響力から、一般の事業者とは異なる特別の役割・責任があり、 市民自治が進むかどうか重要な鍵を握っていると思う。
- ・ 様々な人々を包括したものにすべき。企業も利益追求だけでは駄目である。現在の条文では、男女 共同参画や障害者雇用が見えてこない。
- ・ 住環境の開発に対し市民の権利が保障されるべきではないか。

#### ●人づくり、子ども・青少年に関する意見

- ・ 自治の担い手として、市民、行政、議員各々が意識改革を進め、新しい役割を担う能力を身に付けることが必要。
- 市民自治、市民力、地域力を大切にする新しい価値観を持った人材の発掘、育成が必要。
- 未来のさいたま市を担う子供たちに意見を聴く必要がある。
- 自治の担い手として子どもの意見も聞いていくべき。
- 子どもの成長権や発達権を盛りこんでほしい。
- ・ 若者が自治の担い手として育っていく環境を入れてほしい。
- 市内の中学生には、市役所訪問をして、消防や警察、税務署なども見て回り、行政や公共の仕事の 現場を見学し、その際、市民憲章も勉強してもらうとよいのではないか。小学校ではまち探検があり、 子供会で町内の行事に参加する機会があるが、それ以降、町内との接点もなくなり、まちの事を知る 機会がなくなる。たくさんの人が暮らしを支えていることを知ることはよいことである。
- ・市民としてボランティアであっても責任もった行動を学校教育に組み込む。
- ・ 人材は大切。教育にもっと力を。
- 自治の担い手づくりは教育にも関わる。理念に沿って、教育委員会などにも方針を立ててもらうことになるのか。
- ・ 青少年を管理するのか。もっと、参加や積極的に意見反映する等としてほしい。
- ・ 青少年はいいが、子供は難しい。潜在能力くらいである。能力があるといって、後段はその能力を 育てるという、資質がありそれを育てる、潜在化を顕在化するなどの表現ならわかる。
- ・ 社会制度についての知見がなく、結果責任を問えない子どもに対し、義務を負うことなくして権利 を与えるべきではない。

# <市長>

・ 権利と義務、役割、責任は表裏一体である。これからの市民自治とは、この二つが表裏一体として ルール化されていくことが必要であり、そのために自治基本条例が必要と考える。

#### <職員>

・ 市民の責任の記述が弱いのではないか。特に、議員や職員には自己啓発に関して書かれているが、

市民が自分たちのまちをどう考えるのか、市民にもあって良いのではないか。

- 現在、毎日何千件と寄せられる市民の声を集積する仕組みを検討している。市民からの意見については職員としても苦労しながら誠実な対応に努めている。市として努めるのも当然だが、市民の方にも責任を持つことを自覚できるような条例、市民と市がお互いに責任を持った言動を自覚できるようなまちになれば良い。
- ・ 市民参加の基本的手段が選挙であると思う。選挙で投票することを責務として書くことを検討できないか。
- ・ 条例をつくって終わりではなく、市民、職員ともに「自分たちのまちは自分たちでつくっていく」という一人ひとりの意識向上を続けていくのが大切。自分たち若い世代は、まちづくりに無関心で、「誰かがやってくれる」、「特に不自由はない」という人が多いと思う。長期的になるが、小さい頃から社会参画の意識づくりが進めば良い。「自治の担い手としての人づくり」があるのは良いが、もっと踏み込んでも良い。
- ・ 自治基本条例に関する盛り上がりが必要だが、まだまだ知らない人が多く、一般に馴染んでいない。 大きい市なので難しいことだが、市民自治の担い手は誰なのか、多くの市民が意識するだけでも改革 は進む。
- ・ 自分の友人を見ても、若い世代は市政に無関心と感じる。長い目で見て考える必要がある。学校での教育を充実し、大学と市が協働でイベントを開くなど。

# 第2節 議会及び議員の責務等

第9条(議会の役割及び責務)、第10条(議員の責務)について

# <市民>

- すでに議会基本条例が制定されているため、市議会と調整する必要がある。
- ・ コミュニケーションが大事。議会、議員の役割責務について、どれだけの人が広報 (ロクマル) を 読んでいるのか。市民のための議会なのか、所属会派のための議会なのか。議員は、お祭りや、運動 会に顔を出すだけではなく、普段の意見交換を行って欲しいのでその点を強調してほしい。
- 市民が市政に関わっていくため、例えば事業仕分けや審議会は土日祭日に行うなど市民が関心を持ち、傍聴しやすいよう考えるべき。また、移動市議会があっても良いのではないか。
- ・ ネット動画中継を各審議会等に取り入れて、市のホームページ等で常時視聴できないか。
- 市民の声なき声を聴ける議員
- ・ 議会を動かすのは我々である。選ぶだけで市民は終わってはならない。市民として、知らなければ ならない事もある。
- 市政は、あくまでも市民の代表でありプロである市議会の議員が、きちんとプロの立場で市民の意見をきちんと議会に反映させ、投票率を上げたりとか議会の傍聴を増やしたりとか、あるいは議員との交流を増やしたりするべきであって、自治基本条例の制定により、市民の市政運営に対する意識が飛躍的に高まるとは考えていない。
- ・ 行政と市民の間に議会を位置づけるべきではないか。今は議会の頭越しで市民と行政が進めている。 議会を通さず行政が市民と直接やり取りをすることで、市民の意見を隠れ蓑に政策を進めている感が ある
- 議員は選挙のときは顔が見えるが、後は全然見えない。無党派層の市民に対する活動をもう少ししてもらいたいと思う。
- ・ 「市の意思を決定する」とあるが、現実の議会・議員と市民との乖離を考えると、この感覚を条例 から削除するくらいの英断が欲しい。
- ・ 議会が市の意思を決定しているのか。ポスターでしか顔を見ていない人達がどのような議論をして いるのか知らない。
- ・ さいたま市住民によって選ばれた市長や議会が他市住民にも配慮した市政に取り組むというのはおかしい。自分達が選んだ市長や議員は自分達のために頑張って欲しいと思うのが普通である。
- 非常に厳しい財政の中、できれば市会議員を減らしてほしい。
- 中間報告の議会の役割の箇所にある「市の健全な発展」というのは何か。

## <議員>

・ 議会基本条例の第2条「議会の責務」には、「市民の意見の把握と調整」と「適切な選択」と規定 している。あるいは、第3条「議員の責務」にも「市民の意見を的確に把握」し、また、「市民全体 の利益を勘案」する視点を持つことを定めている。

- ・ 議会基本条例はつくったらそれで終わりということではない。これを踏まえてどのように議会改革 をステップアップしていくのか、これからの大きな課題である。
- ・ 地方分権、地域主権の時代にしっかりとマッチした議員、議会になっていきたい。
- ・ 市民と議会はかけ離れた存在であってはいけない。いろいろな形で議会と市民が対話する機会を積極的につくり、私たちが市民に対してきちんと説明責任を果たしていかなければいけない。一方で、市民も情報が不足しているがゆえの議会に対する無理解の部分もあると思う。対話の中でお互いの認識のずれをできる限り一致させる努力が双方に必要だと思う。
- ・ 議会改革、議会の活性化のためには、「市民の感覚」が最重要であると考えている。我々がオープンに市民と語り合える、また共有できる機会をどこまでつくれるのか。しっかりと勉強して深い議論、 丁寧な分かりやすい説明ができる議員になれるか。まずそこが大事な課題であると考えている。
- ・ 議員の責務に関し、「市民全体の福祉の向上」が書かれているが、特定の団体や地域の利益を選挙 公約に掲げて当選する議員もいる。この場合は公約の見直し等が必要となるのか。公約、政策、信条 を掲げて公選で選ばれる議員や市長を条例で縛ってしまうことになるのではないか。

# く市長>

・ 議会との関係については、二元代表制に基づき行政は執行機関、議会は立法機関である。議会は、 市政の大きな方向性について議論する、あるいは議会は議会として市民の声をしっかり反映する役割 があると思う。

# 第3節 執行機関及び職員の責務等

第11条(市長その他の執行機関の役割及び責務)、第12条(職員の責務)について

#### く市民>

#### ●行政改革・意識改革に関する意見

- 行政改革と職員の意識改革をぜひ進めてもらいたい。
- ・ 行政は責任を持って冷静に判断し、必ずしも数が多いものが正しいのではないことを見極めてほしい。
- ・ 行政側は情報や環境の変化を無視しないでほしい。まちづくりについて、市民参画と活動促進の一端として役に立ちたい。
- ・ 市長主体、職員主体の表現が多いが、関係機関との連携こそが大事であり、もっと議論してその部 分を強くしてほしい。
- ・ さいたま市になって行政が遠くなったと感じている。パンフレットを配るだけで、地域の社協や行政がサポートしてくれる市もある。地域と連携し、地元という愛着が持てるようにしていくこと、行政と市民がつながりを深め、連携していく仕組みが必要。
- ・ 市職員は、住民と親しく接することを避けているように見てとれる。お願いしても「決まりですからできない」などという対応が多く、住民の方ではなく、査定する人の方を向いているとしか思えない。しっかりとできる人を窓口に配属してほしい。
- できないではなく、どうやったらできるかを検討できる行政であってほしい。
- 職員は、逃げの姿勢ではなく、よく考えて対応して欲しい。
- ・ 「自治を担う市民、議会、市長等」とあるが、市長等とせずに「市長、職員等」と記すべき。職員 も入って、能動的な働きが大切である。
- ・ 行政職員は性悪説的で法的根拠がなければ動かないが、市民は性善説で動く。市民が自治の成功事 例を職員に紹介することにより、職員が安心して新しい試みにチャレンジできるのではないか。
- ・ 職員が、こんな小さいことでも善意に誠意を持って市民に対応したら、こんな良い結果が出たという体験談を語れるような場をつくったらどうか。
- ・ 市民主体と云っても、基本条例をバイブルに市長の強力なリーダーシップのもと、市民(含む市民団体・自治会)と窓口担当の行政職員が一体化して行動しなければ何も出来ない。そのためにも、市長と行政職員とを分離して表し、職員一人々のやる気向上を高めてほしい。有能な職員集団を普段のルーチンワークの仕事だけに止めず、創造的行動集団に転換する絶好の機会にしてほしい。
- ・ まちづくり協議会で、市民と同じ目線で議論に参加して、リーダーシップを発揮し、広く意見を聴取し、決定事項をよりわかりやすく説明してほしい。
- 市長や議員は、市民と対話する機会が多くあると思うが、職員がもっと市民と議論をできる場をつ

くってほしい。

- ・ 市長の考えや市議会での議論の内容を知る機会が少ない現在の状態では、市民が市政にかかわっているという実感がわかない。一方通行の報告ではなく、双方向、参加型の市政となるよう、検討してほしい。
- 市民から提起される新たな政策課題を、施策につなぐ力を行政が持つことが課題と考える。
- ・ 自治基本条例を作成してもそれがうまく活用できるかは職員の行動にかかっているのではないか。 職員は新しい試みをしても良いというメッセージのある自治基本条例にしてほしい。
- ・ 市職員の改革、意識の向上が必要。民間であれば社会の常識であるものが、市職員には欠けている のが一番問題。
- ・ 市職員の評価制度も民間に比べて甘い。民間の目線から評価を見直し、仕事もできていないのに出 世だけしている人をリストラすることが絶対必要。
- リコール制度がほしい。
- 公務員に対する能力評価は難しい。公務員に対する罰則がほしい。
- ・ 職員の意識改革が必要である。職員が守るべき事は書いてあるが、更に行政の質の向上を謳うべき である。ガイドラインを整備し、行政上の申請者が手続きを予見できるようにすべきである。
- 市の職務公募制 意欲+実績を評価 抜擢
- ・ 古い体質の中で、やる気のある人が活躍できるように市長直轄の組織をつくるのはどうか。担当職員以外の知識が十分でないことがあるので、時代にあった研修を市民と一緒に受け学んでほしい。
- ・ 川崎市で定められているような「市民オンブズマン制度」を設けるべき。職員の働き方に対する影響力となりうるような内容が必要。
- 市、区職員の知識の向上を図ってほしい。
- ・ 専門職員の研修について、職員のディスカッションによって専門性を深めてほしい。
- 市民には協働条例があり、議会には議会条例があるが、行政に対しては条例がない。行政に対してできる仕掛けを考えてほしい。
- ・ 行政の無謬性は現実ではない。公的オンブズマン等外部監視機構が必要である。行政判断や法令解 釈に対して市民が異議申し立てをしづらい状況がある。
- ・ 現実には、担当者がころころ代わって、結局まちづくりが進まないことが多くある。
- ・ 自治基本条例も大事だが、市民の幸せのため、日常の行政運営もしっかり行ってほしい。

#### ●その他の意見

- 市長や職員の役割と責務については、地方自治法、地方公務員法等で規定されているため、法令に 抵触しないかを検討する必要がある。
- ・ 職員も市民であるならば、市民と市長等という表現はおかしい。
- 市長=行政なのか。自治会や民生委員を含む必要があるのではないか。
- ・ 「住民」の信託を受けたものが、「市民」に対して市政運営を行うのはおかしいのではないか。市 長等の等に含まれる職員は信託を受けていない。なぜ、住民が市民に置き換わるのかわからない。
- ・ 「職員は、市民自治の推進という観点からみれば、市民に対して全体的な視野から情報提供や助言を行う存在」とあるが、どうしてそのような帰結になるのかわからない。
- ・ 意思は踏まえるのでよく、反映までする必要はない。
- ・ 市民の意思はどのように把握することができるか。
- ・ 「職員には、病気や多忙であるなど諸事情により意見や要望を発信することが難しい市民もいることを視野に入れつつ、幅広く市民の意見や要望を汲み取り~」とあるが、病気、多忙な人を訪問するのか、そうしないと汲み取れないのか。
- 「職員が市民自治に参加」という意味がよく分からない。説明が必要。

#### <議員>

・ 政令市に移行してから、職員の意識もかなり高まったという認識は持っている。

# <市長>

- ・ 市長は、二元代表制における行政のトップであり、市民の直接選挙で選ばれた責任を持っているので、市民の声をしっかりと聞いて、市民生活の向上、市の発展に向けて全力を挙げて取り組むという役割を持っている。また、行政を行う上で、しっかりとビジョンを明示し、説明責任をしっかり果たすという役割がある。
- ・ 職員は、方向性、ビジョン、あるいは議会からのいろいろな声をしっかりと受け止めて職務を遂行するべき。その際に市民と直接、対話をしながらサービスを提供する役割がある。そこで感じたこと

などを含めて、その後の行政に反映していくこと、市民の視点をいつも忘れないことが必要。

# <職員>

・ まず自分に厳しくなければならない。市長や議会に対し「努めるべき」とあるが、いわゆる努力義 務で、「努力すれば良い」となってしまう。義務付けが強すぎてもがんじがらめになってしまうが、 情報共有や情報公開のところは、義務付けをもっと強めても良いのではないか。意識改革は進んでい ると思うが、情報公開に関してさいたま市はまだまだだと感じる。市民と何かやろうというときに、 情報共有は大切である。

# 第3章 市民と市がともに進めるまちづくり

# 第1節 情報共有の推進

第13条(情報共有)、第14条(情報公開の総合的な推進)、第15条(個人情報の保護)について

## <市民>

- ・ 市民の視点で市政を運営していくのは当然だが、下水道料金の値上げのように、事後承諾のような 形で行われているのは、市民としてあまり気持ちの良いものではない。
- ・ 今の市政運営について、例えば学校警備員、敬老祝い金、岩槻区役所移転の問題があるが、政策的 に内容は間違っていないと思うが、肝心な情報公開、市民参加の視点からすると、情報がなく、唐突 であり、結果として市民との絆を壊してしまっている。そういった意味で、手続を整理する、行政の 進め方のあり方を議論することが必要と思う。
- ・ 区役所移転問題など区の広報で知らせてほしい。
- 議会の政務調査費は使用領収書が開示されているが、活動内容は開示されていない。
- オープンにオープンに。独断をさける。
- ・ 公文書(市政情報)の管理について、「第○条 市長は、市の諸活動を現在および未来の市民に対して説明する責務を果たすため、公文書のライフサイクルを適正に管理しなければならない。2 保存期間が満了した公文書のうち歴史的に価値のあるものは、公文書館(仮称)に永久保存し、市民の利用に積極的に供しなければならない。」という趣旨の条文を新設する。
- ・ 自治会や市民団体が様々な活動をしているが、そうした活動を網羅したホームページ等があれば強 固なネットワークができる。
- 生活の困りごとを率直に伝えられる場を。市民から市民へ。
- ・ 個人情報の保護が重視され、横のつながりを考えたときに、権利を主張する人が多く、例えば学校 や地域において連携が全くとれていない。隣に誰が住んでいるか分からないような状況は問題がある と思う。

# 第2節 市民参加及び協働の推進

第16条(市民参加の推進)、第17条(協働の推進)について

#### く市民>

#### ●市民参加や協働の推進に肯定的な意見

- ・ 自治基本条例を作る前と後で何も変わらなかったということがないように、市民の意見が行政や議会に通じるような仕組みを作る必要がある。これを強調することが、さいたま市らしさにつながるのではないか。
- 市民の意見をもっと簡略に行政に反映させてほしい。
- 「しあわせを実感できるさいたま市づくり」のために、市民の声を市政に反映する仕組みづくりが 一番大切。
- ・ 「市民は無関心だ」「関心がない」とするのは失礼である。市民の意見が反映されていないところが問題である。意見を出した後のプロセスが見えてこないのでそれを明らかにすることが必要だ。
- ・ 市民が自治意識を持ち、主体的に参画し協働することが、単にさいたま市内の課題解決にとどまらず、県や国、国際的課題解決へのアクションにつながっていくような地方分権時代の地方自治が実現してほしい。
- ・ まちづくりというのは人づくりだと考える。地域の拠点ができても、人が集まって来ないようなものではもったいない。市民が自発的、積極的に集まり、意見交換や情報共有するような、市民参画の

活動をますます発展していければよいと思う。

- ・ さいたま市をどういう都市にしていきたいのか、行政と市民(納税義務を果たしている人は外国人でも意見を言う権利があると考える)皆で考え、確認をし、共有していくことが大切で、話し合いや決定の場に様々な価値観を持った人を入れ、多数決でなく皆にとっての最善策が選択されていくべきと思う。
- ・ 行政側と市民側とが双方向性を持った行政運営が大切で、上意下達あるいは大衆迎合であってはい けないと思う。
- ・ 市民を信頼して市民の力が活かされるまちの仕組みづくりが必要。市民も自信と責任をもってまち づくりに参加してほしい。
- ・ 市民参加の機会を増やす工夫を行ってほしい。
- ・ 意見の言える場があることが、市政への参加だと思う。
- 若い人の関心を高めるためにも、いろいろな人の意見を聞ける環境を今後も作っていってほしい。
- 地域で活動している人ばかりでなく、一般の市民が参加できる機会があることはありがたい。
- 市民が集まって自由に意見を言えるということを条例に反映できないか。共通の心で団結することが必要な時代である。
- 市民参画と明記されているが、どのような形で市民をうまく活動できるような形に取り込んでいくのか。変な方向に導かれてしまうのではという声もある。慎重に進め、皆が楽しめて、和気あいあいとできるような全国に誇れる市が出来たらよいと思う。
- ・ 協働についてはそれぞれに未熟。市民はやる気があるのか、話し合いが出来るのか。行政は加わってくれるのか。議会は市民の状況やデータをみて政策を作る能力があるのか。その中で育てあげる動的なプロセスが大事。条例は作って終わりではない。
- ・ 市民は役所にとって"お客様"ではない。パートナーである。だから「すぐやる課」「クレーム対応」「市民サービス」的なことはもう終わり。市民に責任をもたせ、役所は市民をよく使え、使い方も学べ、それが協働。
- ・ 協働というと、これまでは市役所から言われていたが、市民側から自ら言えるような仕組みを作っていきたい。
- 協働は共に汗をかくことだ。

#### ●市民参加や協働の推進に否定的な意見

- ・ 市民が直接市政に参加するということは、民主主義としてはとても理想的に見えるが、いろいろな 意見が集まり過ぎて、結局何も決まらないという危険性も少しある。
- 今後、税収は増えないのだから、どこを削るかという議論に市民の意志を聞く必要はない。
- ・ 議会や市長の責任はどうなるのか。協働という言葉を使いながら市長や議会を免責しているように 見える。公助がないと自助はありえない。
- ・ 選挙で選ばれた市長や議会と、市民がそもそも対等な立場になれるのか。
- ・ 協働と言われているが、市長も議員も選挙で選ばれた者であり、対等というのはおかしい。議会が 形骸化しているのは事実なので、形骸化の対応とした方が良いのではないか。
- ・ 協働といって行政にうまく使われている感がある(本来は行政がやるべき仕事、ただ働きさせられている)

#### ●市民参加や協働を推進する際の課題や提案に関する意見

- ・ 現在は、市民の声が実現できるシステムになっていない。意見を言っても、行政の中でいつの間に 立ち消えになってしまう。市民の提案も制度化されないと有効にならない。そのため、市民がもっと 議会とつながりを持つことが必要。
- ・ 参加した人が緊張しないで話し合えるような、声の小さな人たちが意見を言えてそれが反映できるような、コミュニケーションの仕組みが必要。
- ・ 障がいのある方等、参加したくても参加できない人がいるが、そういった人たちの意見をまちづくりにも活かしていくことが幸せを実感できるまちのために必要である。
- この条例は元気に年をとっていく人を念頭において書かれているように思われる。生まれたときから障害があったり弱い子もいるし、途中で元気ではなくなる人もいる。参加しようにも参加できない人はどのように関わればよいのか。
- ・ 急速な高齢化状況において、高齢者の参加等に触れられていないのはおかしい。
- 子供、認知症などの高齢者を代弁する人(後見人)の参加も必要である。
- ・ 市政運営のルールとして、タウンミーティング以外に年1、2回程度、市長や議員が参加して、市 民と市政運営について集会を開くことなどが必要と思う。

協議会等だけでなく、行政が開催曜日や時間の工夫をしながら少人数の市民懇談会等を数多く開催するなど、市民の声をいかに吸い上げられるかの検討は大切。

- ・ 市が開催する会議等はほとんど平日開催なので、できるだけ日曜日や祭日に家族ぐるみで参加できるようにしてもらいたい。
- サラリーマンも参加しやすいまちづくり会議を。
- ・ 各種の公募の委員について、「いくつまで兼任できる」とするのではなく、「兼任できない」という方向で検討してほしい。
- ・ 自治基本条例の検討委員などで、各種団体は固定化されているので是正してほしい。
- ・ 委員公募について、他の自治体ではランダムで行っているところがある。何が見たくて作文を書いてもらっているのか不明なことに加え、文章が得意な人が有利となる。熱意等は面接や作文で分からないのではないか。限定した選び方ではなく、アトランダムの方がよい。
- ・ 大学生は企業や市役所の人たちと意見交換する場がない。そのような場があれば、就職活動にも役立つので、さいたま市にも都心から大学生が集まってくるのではないか。主体的に社会に関わろうとしない若者が多い一方で、積極的に関わっている若者もいる。後者を中心に考えると一方的な結果になり、それでは駄目。長期的に意識啓発のための活動を続けていく必要がある。
- ・ 若者は冷めている。「意見を言って何になるの?」と、まず思ってしまう。「意見を言ったらこれ は駄目だったけれど、これはこうなったことがある」というように、成功例があれば動くのではない か。
- ・ ツイッター等も、「見ることが当たり前」という習慣がないと駄目。長期的な意識改善が必要である。市では、市民に長期間かけて「市政に参加するのが当たり前」という意識付けをしていく必要がある。例えば小学生でも、簡単なことでもよいので、参加したことによって成功したという体験をさせることが大切。
- ・ さいたま市は市民参加の機会は沢山ある、と思う。ただし、市民が本当に望んでいる参加の機会は何か、チェックが必要。
- ・ 行政に対して参加するハードルを下げるために、行政へ参加するルートをビジュアル的に示してほしい。
- ・ 市民、市職員 ともに研修(協働)の機会をもってほしい。
- ・ 職員研修で市民との協働を勉強させるべき。
- 市民との協働ということに関して、何らかの手段を市民と一緒に考えていこうという職員の意識の 向上が必要。
- 協働を推進するためには、職員の意識改革が必要である。
- 協働を推進するためには、市民と行政を結ぶ中間支援が必要である。
- 市民活動が官と民のつなぎ役として行動しやすい環境が必要。
- ・ 公民館の講座などボランティア活動等のバックアップがほとんどない。時間を要するし、勉強等の 費用も自腹である。例えば協働のあり方検討委員会をつくって考えてほしい。
- 協働。ボランティアで生活しています。議員は専門職。なんでも無料奉仕はやめて。
- ・ 土曜チャレンジスクール事業に協力しているが、継続するには財源も必要だ。
- ・ 「きょうどう」には、①協同(役割を分かち合う)、②共同(一緒に実施する)、③協働(一緒に 実施することに加え成果を分かち合う)があるので、協働の所でどれが当てはまるのか明確に整理し てほしい。現在は成果を分かち合えていない。行政に偏った成果になっているのではないか。
- ・ 職員と市民が同じテーブルで意見を交わせることができるような場を設け、一方通行な協働になら ないことを保証してほしい。
- ・ まちづくり条例に関わっている立場から言えば、市と衝突をした場合、その解決のための申し立て の仕方をまとめて欲しい。

# ●その他の意見

- ・ 基本的には良いが具体性に欠ける。市民がどの段階で市政に参加できるのか具体的な説明がないと 一般市民には理解されないと思う。
- ・ 市民の市政への参画の場は、具体的にどのように設定されるのか。この条文を基に主張しても問題 の解決にはならない。
- ・ 他市住民に市政に参画する権利を与える一方、まちづくりに努めるものとするとあるが、具体的に どのようにして、他市住民に「努めさせる」のか。
- ・ 国籍条項も設けなければ、一時的に住んでいる人でも参加できて、年齢制限もないのも疑問である。 大部分の人は生活に忙しく十分に市政に興味を持ち参加することは難しい。ごく限られた人達により、 この条例を盾に反日本的な活動をされる危惧がある。意思能力もない子供が反日本的な活動に利用さ

れる恐れがある。自治基本条例でうたっている市民請求の大部分は現状でも可能なかぎり達成されているのではないか。かえって市民の委員会等は市会議員の役割を不明確にし、市政を混乱させるだけではないか。自治基本条例をあえて制定する必要はない。

- ・ 中間報告「多様な市民が市政に参加できるように」の「多様な市民」とは何か。いろいろな考え方 を持つ市民等の意か。
- 市民の力が発揮されるとどのようなことが現出するのか。
- ・ 市民には市民活動団体も含むのか。仕組みを知らない市民の数などがデータとしてあればもっと説得力があるのではないか。
- 再構築しないと、これまでの施策が否定されているように受け止められはしないか。
- ・ 協働の場の具体性があまりない。
- ・ 市民活動推進委員会と協働の関係は?
- さいたま市は住みやすいため、何かに取り組まなければならないという市民意識が希薄ではないか。
- ・ 将来有望な人材になりうる若者を味方に。

# く議員>

- 「市民参加」という文言に関し、議会基本条例では一歩踏み込んで「市民参画」としているので、 その点を考慮してほしい。
- ・ 活動するには、市のありとあらゆる部署と調整しなければならない。市民が文句を言い、行政が言い訳をする場ではない、創造的な場がほしい。専門家に第三者的に入ってもらい、調整し、知識を公平に持ち、解決の糸口を探す場である。

# <市長>

- ・ ボランティア、市や区の行政、あるいはいろいろな事業に参画したい市民が潜在的には多いと思う。 そういった市民が参画しやすい仕組みをつくっていくことが必要だ。
- 協働を浸透させるには、私自身のリーダーシップと、もう一つ、仕組みをつくらなければならない。
- ・ 行政サービスを維持していくためには、行政だけでは限界がある。行政の最大の役割はセーフティネットの整備である。その上で、市民、事業者の皆さんには、やれることをやってもらう。そのためには、行政側も市民と協働するというスタンスをまず持たなければならない。

## <職員>

・ 「市民参加」について、プラーヌンクスツェレ(無作為抽出による市民参加)の手法が有効ではないか。実際に行ったことがあるが、新しいアイディアがあった。「公募等の方法」とあるが、公募だと問題意識のある人が参加し、議論は盛り上がるが市民参加の広がりが少ない。市民参加が広がりを見せないという問題意識があるのなら、プラーヌンクスツェレを一つの柱として入れて良いのではないか。その他、ホールシステム・アプローチという手法もあり、様々な手法を組み合わせていくのが良いのではないか。

# 第18条(市民の意見への応答義務)について

#### <市民>

- 提出された意見に対して、必ず行政側の考え方や市政への反映状況を公表してもらいたい。
- ・ 「市民の意見への対応義務」と、「義務」とするのがすごいと思った。意見を出してもその後どうなったかが分からない。
- ・ あえて「説明責任」を使う必要はない。「市民に速やかに回答するよう努めるものとする」でよい。
- ・ 発展に寄与し、可能なものであれば、速やかに市政に反映とあるがどのようなものを想定している のか。たくさんありそうな気がするが、生産緑地の買取など。
- 「市民意見等への対応義務」の項目はとても大事。

#### 第19条(住民投票)について

#### <市民>

- ●住民投票の実施に肯定的な意見
- ・ 住民投票の実施を、もっと強く議会に義務付けるべき。

#### ●住民投票の実施に否定的な意見

- ・ 住民投票は直接民主制の制度であり、選挙で選ばれた市長あるいは議会の出した結論を否定するような場合も起こりかねないので、住民投票の多用は非常に危険である。
- ・ 住民投票について、外国人の投票権が話題になっているが、本当にくだらない議論だ。住民投票で何かを決定するのではなく参考にするだけなら、無駄に税金をかけずに、アンケート調査、ネット投票や行政サポーターなど市民の意見を簡易に把握する手法の開発に力を注ぐべき。
- 住民投票は選挙の2倍費用がかかる。
- ・ 日本国憲法前文にあるように、日本の政治制度は間接民主制が原則であり、憲法上の直接民主制は 特別法の住民投票など、例外的なものに限られる。また、憲法第92条及び第94条では、自治体は 法律を逸脱するような制度などの制定はできないことが定められている。そして、法律で定められた 直接民主的な制度は、地方自治法第74条に定められた直接請求権などに限定されていることから、 条例で直接民主制と見られる規定を独自に定めることは憲法違反となる。また実質的にも、政策の形 成過程に参加できるゆとりのある市民と、そのようなゆとりのない市民との間に、政治参加の機会の 不平等が生じることになる。直接民主的な規定は、法的にも、実質的にも認められない。この案は廃 止にするべき。

## ●投票権者に外国人を含めるべきではないという意見

- ・ 外国人に投票権のある「常設型住民投票条例」に反対。全国の自治体で「常設型住民投票条例」が 次々と制定され、一定以上の署名数で議会を経ずに住民投票が実施でき、更には少なくとも36の自 治体では外国人にまで投票権があることを知り、驚愕している。日本国内の政治、地方自治において、 日本国家と運命を共にしない外国人の意見を取り入れる必要はない。多くの場合、それは決して日本 人の有利には働かない。「常設型住民投票条例」は地方議会の存在を無視する悪条例である。
- ・ 住民によって投票された結果を、市民、つまり他市住民の福祉の向上も考慮して判断するとなると、 投票した住民の意思はどうなるのか。また、常設型は、請求されれば議会で審議されることなく、必 ず実施されるので例えば「竹島を外国にあげましょう」という内容の住民投票も実施しなくてはなら ない。審議もされない題材で、数回住民投票が行われれば、市の財政は持たない。住民のことを考え るならば、「常設型」を推奨できるはずがない。住民投票で外国人にも権利を与えられるよう運動し ている団体があることを考えても、慎重にならざるを得ない。
- ・ 第19条における常設型、非常設型の明記及び外国人参政権のための自治基本条例という気がして ならない。
- ・ 自治基本条例を検討しているある市が、「住民投票条例」について、「1.投票資格は『市内に現在の住所がある人』のみに限定。(公職選挙法に準じる形)2.『外国籍の人』『市内で働く人/学ぶ人』を投票資格者から除外。3.『国政に関わる事案(例えば自衛隊基地)』は住民投票の事案としては一切受け付けない。」と変更したようだ。大いに参考にすべき前例である。
- ・ 他の自治体で定める条例のように住民投票は、選挙権を有する市民以外に認める恐れがある。 20 歳以上の永住者・特別永住者などには、請求権を認めるべきではない。
- ・ 住民投票の投票権を外国人には認めないでほしい。外国人参政権と同じである。
- ・ 年齢および国籍に関して、公職選挙法に準ずる要件を設けるべきである。住民投票により未成年者 (特に子供)に「市政に関する重要な案件」について判断を仰ぐというのは真っ当な考えとは思えない。法律上行為能力(正常な判断をもって法律行為をなしうる能力)がない者に重要な案件について決定を委ねてよいのか。公職選挙法等により外国人に選挙権・被選挙権は認められておらず、住民投票に国籍条件を設けないことは「外国人参政権を表向きには隠した条例である」と批判されることになる。重要な案件について外国人に決定を委ねると、例えば日本が将来他国と紛争状態になった場合において、当該紛争相手国出身者が本市の自衛隊施設への妨害・排除運動などを起こす可能性もある。どうしても未成年者や外国人の意見を市政に反映させたいのであれば、別途意見を吸い上げる窓口を充実させればよい。
- ・ 住民投票について「外国人にも与えるべき」という意見があるようだが私は反対。住民であっても 自治を行うのはあくまで日本人であるべき。これは差別ではない。自国の国民と他国の国民を区別し て考えるのは外国では当然のことであり、日本でのみこれが「差別」とされることのほうが問題。外 国人には帰るべき国があるが、私たちはこの日本国以外に帰る国などない。祖国のことは我々日本人 が護り育てるのが我々日本国に生まれ落ちた者の義務ではないか。将来を見据え子孫たちが住み易い 環境を残すのに一時滞在の外国人に委ねるべきではない。
- ・ 自治基本条例は、外国人参政権につながる。日本は日本じゃなくなる~移民の国、多民族国家=多 文化共生社会になる。多文化共生幻想と大量移民政策で外国の国は病んでいる。自治基本条例の狙い

は在日外国人を外国籍市民と規定し投票条例で投票権付与すること。外国人参政権はある団体が要求しています。それで外国人参政権を得たら、「在日外国人」から「日本の主権者」だといいだす。「日本は日本人だけもモノじゃない」こんなことを他の外国人が主張したら日本はどうなるか。

- ・ 埼玉は第二の故郷。その埼玉で自治基本条例などという恐ろしいものが検討されていることを知った。外国人投票なんて、もってのほかで、反対。
- ・ 外国人投票。国の政治を決められるのはその国の国民。その国の政治に関与したければ、その国の 国民になればよい。
- 外国人投票権とそれに類する、外人に有利な法律断固反対。日本は日本人のためのもの。
- ・ 外国人投票権断固反対。日本は日本人の国。中には反日の外国人もいる。そのような人たちが投票 権を得たらどうなるか。
- 自治基本条例において、外国人に投票権を与えることには断固反対。納税は、その土地のインフラ及び色々なサービスを受けているので当然であり、政治にまで口出しできると考えるのはおかしい。 参政権を認めれば、特定の外国人の団体が、自分たちの都合の良いように政治を歪めていくのは目に見えている。日本の政治は、日本人によって行うべき。外国人は外国人として、この地で共存共栄いていくのが健全なあり方。
- ・ 外国人の投票権は絶対におかしい。選挙の投票は日本国民の権利である。外国人が町に関わっているとは言え、市に住んでいない者が大挙して自治に関する投票を行うことも可能となる。このような条例は将来外国人参政権にも繋がる心配もある。
- ・ 自治基本条例の住民投票の項目について以下の理由で容認できない。住民投票の項目を見ると、 『住民』の定義がはっきりしていない。中間報告書では住民投票は『争点に対する賛成または反対の 意思を住民が直接示すことのできる方法』と定義しているので一種の参政権と言える。日本の未来に 責任を持たない外国籍の人間に市内だけとは言え参政権を与えるのは反対。住民投票の問題は市だけ の問題ではなく国政にまで影響する問題。
- ・ 外国人投票権について、日本の政治に関わりたいのであれば、日本人になればよい。それ程日本の事を考えている人なら帰化している。
- ・ 住民投票を実施するにあたり、住民の定義を確定しなければならない。住民とは日本国籍を有する 選挙権を持った日本人であるべき。外国人に投票権を与えるなど言語道断であると考え、断固反対。
- 自治基本条例の外国人への住民投票権に反対。地方政治は国防など国政にも多大な影響を与える。 地方政治といえども日本の運営の一部であり、外国人を介入させるべきではない。参政権ではないといっても、影響力はあるわけで、やはり認められない。
- 他市で庁舎新築移転を巡る住民投票条例案が、永住外国人に投票権を認めていないのは自治基本条例の理念に反するとして投票を求める要望書と署名が市議会に提出された。要望書では、市自治基本条例では国籍に関係なく市民を規定していると指摘。このように自治基本条例は特別永住外国人に投票権を与える恐ろしい条例である。
- ・ ある市では外国人が「市民である永住外国人にも投票を認めるべきだ」と陳情を行っているが、以下の様に「明確に」意思を表明している。同市自治基本条例は、市民を「市内に在住する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業若しくは活動を行う団体」と規定。「まちづくりに参画し、協働すること」は、「市民の権利」であり「市民の責務」と定めている。その精神に基づき、国籍に関係なく永住外国人にも投票権を与えるべきだと主張する。これまでに多数の抗議メールが来ていた「外国人地方参政権」の危険性の懸念通りの事態が起きている。自治基本条例で「住民投票権者や市民の定義に外国人を含めない」という事を怠った為に、まさにこの様な事態が起きている。
- 自治基本条例は外国人が投票権を持つことができ、政策決定に加わっている可能性が排除できない。 そもそも、外国人が地方参政権であれ、我が国の自治に関与できること自体憲法違反である。よその 国の人間が政治に加われる自治基本条例に断固反対。
- ・ 一番重要な「市民」に日本国民、日本国籍を有するものという定義がない上、その「市民」に「市 民自治」に参加させ投票権を与える条例であるということは、日本国籍の無いさいたま市に住んでい ない「市民」に政治参加させ外国人参政権にも繋がりかねない外国人投票権を与えるためだけに制定 される条例である。外国人に参政権を与えないのは、差別ではない。与えることのほうが日本人の権 利の侵害。
- 自治基本条例に断固反対。外国人参政権に断固反対。日本人以外に権利を与えるのは絶対におかしい。投票権は、国政だろうと地方だろうと市政だろうと日本人固有の権利である。
- ・ 外国人による投票権について、断固反対。外国人による投票権については、反対が多いのにどうして無視しているのか。
- ・ 外国人に、日本国内の自治に、投票という形で、口出しさせる権利を与えるということなので断固 反対。日本人でも、海外在住の方は多数いるが、現地で、その国の地方自治に対する投票権を与えら

れたという話は聞いたことがない。外国の方と仲良く、共生していくことは素晴らしいことだが、地 方自治といえども、政治にまで日本人と同様の権利を与えるのは行き過ぎ。

- ・ 外国人に住民投票の投票権を与えてはいけない。外国人は市民ではない。帰化して国民になるという義務を負わないものに参政権は必要ない。外国人に投票権を与えることは、国民の権利を侵害することになる。自治基本条例の名の下に外国人にさいたま市の政治に参加させてはならない。
- ・ 実質上の外国人参政権であり、憲法違反。外国人投票権に反対。外国籍の方に住民投票権を与えている地区は大量の移民が押しかけてくる。結果治安が悪くなり、外国人に占拠される危険性がある。日本人と同じ権利を欲するのであれば、帰化を勧めるべき。外国籍の方に住民投票権を与えるのは日本人に対する逆差別である。共存を考えるのであれば、まず日本人にとって過ごし易い環境を作り、その上でお互い共存を考えるべき。たとえ税金を払っていたとしても、その土地に住むための家賃や水道光熱費のようなものである。大家の家庭に入り、家計に立ち入る権利はない。
- ・ 自治基本条例にとても不安を感じている。一般市民がこのことすらあまり知らされていないということも不信感につながっている。外国では親切心で受け入れてしまったため、悲惨な治安の悪化を招いている。悪意を持った方が、悪意の無い振りをして投票に来ることを想定していない。その投票により、初めに住んでいた住民が反抗できない事態まで引き起こしている。まず日本人を守ってほしい。差別と区別を混同されている。
- ・ 自治基本条例は反対。これは単に一地方の問題ではなく、国家の在り方の問題である。日本の領土 は私たち全員のものである。住民でもない市外の人間、外国人も参加可能であり、市民以外の団体に 行政が左右される恐れがある。特定の団体が市外から大量に流入されれば住民投票の結果に影響され る。

# ●その他の意見

- ・ 住民投票をしなくても、市民の合意が得られる仕組みづくりが必要。
- ・ 住民投票については使い方の問題がある。住民が理解できていない場合がある。非常設型がよいと 思う。
- 住民投票と同様の重要な選択肢はほかにあるのか。住民はどのような選択肢をもっているのか。
- ・ さいたま市全体の問題のみに適用されるのか、区ごとの問題も市全体に波及することもあるので、 区ごとに適用できないのか。
- ・ 住民投票で在日外国人の投票権を認めた場合、国の動向にもよるが国とさいたま市で考え方が違ってしまう可能性もあるが、本市は独自路線を歩むべきなのか、教えてほしい。
- ・ 住民投票について、権利の不正使用の可能性の問題がある。市民の定義に「居住するもの、職場があるもの、通学するもの、市内で活動する団体」とある。この場合、一時的に身をおく個人や団体は破壊目的で関与しうるといえる。その様な問題点に対し、どういった立場による参加かを、投票などの際に明示する義務(企業、学校、所属団体など)、一時的な滞在であれば市民の規定から除外する(市外に本拠のある団体、市内で活動年数が規定年以下の団体)、投票後、投票の正当性に対する監査を行う(投票や立案のみを目的とした移住や企業移転、団体結成などの不正がなかったどうか)、その投票がどういった人的構成によるか、請求があれば開示するなど、何らかの対策をあわせて考える必要がある。
- ・ 住民投票は議会を通さずに直接、市民・住民の意思を問う投票(重要案件で)で、実質的には被選 挙権を与えられた事と同じ効力がある。
- ・ 住民投票条例について、「別に条例で定める」とはどのようなことか。

#### く議員>

・ さいたま市は住民投票を実施せずに合併したが、さいたま市は果たしてこれでよいのか、住民投票 を実施し、市民による合併の「お墨付き」を与え直すということも考えてよいのか。

#### く市長>

- ・ 私個人としては、住民投票については、常設型ではない方が望ましいと考えている。二元代表制は 大変すばらしい制度だが、まれに機能不全になってしまうことが想定される。それをどう軌道修正を していくか。もちろんリコールという制度もあるが、修正していくための制度もあったほうが良いの ではないかと思う。
- ・ 市民は住民だけではなく事業者の方々、通学者も含めて、自治基本条例の中では一つの担い手として規定し、あるいは参画していただく必要がある。ただ、住民投票ということになると、私個人としては、もう少し絞って規定することが必要で、現状としては 20 歳以上を対象とし、外国人に対して、住民投票の投票権を与えるべきではないと思っている。

# <職員>

・ 何が特色なのか、何を持って成果とするのかがよく問われる。住民投票に関して、あっさりと書かれているが、住民から請求できる等の記述については検討されたのか。特色になると思った。

# 第3節 市民のための市政運営 第20条(総合振興計画)について

# く市民>

・ 「市長は、社会経済情勢や市民ニーズ等の変化を十分に見据えた上で、必要に応じて総合振興計画 の弾力的な見直しを行うものとする。」とすべき。

# 第21条(健全な財政運営)について

## <市民>

- ・ 財政は重要だと考える。消費税等は騒がれるが、地方税は、知らない間に上がっていっている。安 易に決められているのではないか。1つ1つを精査して、選択と集中の考えでやっていく事が今、求 められている。
- ・ 一番のポイントは行財政改革。特に財政改革で、貸借対照表や損益計算書など、自治基本条例の中で、これら普通の民間の手法を市の財政の評価に取り入れてほしい。
- ・ 行政には、サービス業としての感覚が必要である。市場調査等を十分に行い、市場感覚を身につけ、 無駄の排除、効率化を推進すべきである。収支バランスのとれた黒字経営が望ましい姿であり、消費 者の動向、欲求に敏感になってほしい。
- 事業の必要性や費用対効果、財源を検証してほしい。ただし、市民サービス、公平さ、誠実、柔軟な対応ということについては、事業者の経営観とは少し違うものも必要である。
- 事業仕分けをお願いしたい。
- 7%カットが言われているが必要なものはカットする必要はないのでは。
- ・ 財政の問題は結構深刻だと思う。市はお金をとることに慣れていない。受益者負担の原則もあり、 小さいお金でも集まると大きなお金になる。お金を配ってサービスを行うばかりでは、長い目で見る と良いことではないと感じる。
- ・ 税金をどうやって使っているのかをホームページなどで紹介することは当然だが、関心のない市民 が理解できるような形で表現することが大切。
- ・ 国も地方も借金漬けであるのに国民は政治に要求し過ぎでサービス過剰でないか。「税金を取られている」意識だから無責任に個人的な要求をする。「税金を出し合っている」気持ちがしっかりとあれば、自分の要求に責任を持つと思う。「税金は出し合うもの、だからみんなで責任を持つ」ことを入れてもらいたい。
- ・ 少子高齢化と行政需要の増大の因果関係が希薄ではないか。行政需要の増大と厳しい財政運営とあるが、行政需要すべてについて税金でまかなわなくてはならないのか。他のセクターではできないのか。また、少子化と高齢化はまったく別の次元の話であるので、少子化、高齢化としたほうが良い。
- 「市民にも、自らの社会的な行為が市の健全財政に結びつくことを意識するとともに、財政運営について中長期的な視点を持って考えることが求められます」とあるが、具体のイメージができない。
- 財政の健全さは何の指標で判断するのか。「政令市で何番目」は指標ではない。

#### く市長>

- ・ 財政難は前提条件として避けて通れない。本市の財政状況は、600 億円規模で行財政改革をしていかなければならない実態がある。今やっている行政サービスが維持できなくなる。そういう時代をこれから迎えなければいけない大きな危機感を持っている。では、行政と市民、事業者がどういった役割分担をして、協力をしていくのか。本当にしっかり考えなければならない。
- ・ 行政はあくまでも市民から税金をお預かりして、より効率的に効果的に運営をしていく機関であって、すべてを網羅する機関ではない。必要な権利を全うするためには、お互いが尊重し合い、お互いが助け合うというサブシステムを前提として持つ必要がある。

#### 第22条(市の取組の評価)について

## <市民>

- ・ 市政を市民の目線で定期的に評価するようなシステム、市政に対する市民評議会のようなものをつくって、定期的に客観的に市政をあらゆる角度から評価し、その結果を直接また間接的に市政に反映していくようなシステムをつくったら良いと思う。
- ・ 行政評価の市民参加、市民による「行政評価」を強く行うべきである。
- ・ 市民へ説明するのは、行政評価を実施してからではないか。題目と内容の不一致。「各事業の検証 を行うため行政評価を実施する」とするのはどうか。
- ・ 民間セクターで利益の出ないものも行政は行っている。これまでの見直しで事務事業が廃止された ものなどあるのか。

# 第23条(監査の実施等)について

# く市民>

- ・ 「外部監査を実施することを確認的に規定する」とあるが、これまで条例で、確認的に規定するものはあったのか。このほかにも確認的に規定されている条項もあるので、自治基本条例は、条例ではなく、市民憲章的に作成し、それにならって各条例・規則を直すことがよいのではないか。
- 議会からの監査委員は指定席になっている。

# 第24条(法務)について

#### く市民>

- ・ 条例案骨子の中に市民の意見を聴くことを掲げるべきと思う。市民参加の所で既に規定されていた としても、ここに掲げると分かりやすいと思う。また、「市の発展のため…」を「市民のため…」と してはどうか。
- ・ 分権時代の政令指定都市として、国の法律に対する解釈力を発揮すべき。また、市民にプラスになるなら、それに対する上乗せ・横出しの条例を積極的につくっていくべきだ。
- ・ 「市は、地域又は社会の課題の解決のため、自らの責任において、条例、規則等の適正な解釈及び 運用を行うとともに、必要に応じて制定、改正又は廃止を行わなければなりません。」とする。法律、 政令等、国が定めているものについては、「自らの責任において」 (=市独自で) 行う「適正な解 釈」を求めるべきでない。ここでは条例、規則等に限定することが妥当と考える。
- ・ 「自らの責任において、」を削除し、「適正な」を「的確な」に置き換え、「市は、地域又は社会の課題の解決のため、法令等の的確な解釈及び運用を行うとともに、必要に応じて条例、規則等の制定、改正又は廃止を行わなければなりません。」とする。法令について独自解釈を加えることは避けるべきである。(行政の実務では、むしろ自治体間で解釈の統一に努力しているのが実態。)「適正な」は、評価・判断を含んだ表現であり、自ら定める条例、規則等以外に用いることは好ましくない。行政担当者の消極的解釈(≒不作為)或いは拡大解釈(≒権限乱用)を防止するうえでも、「これが正しい」と担当者が言う口実にされかねない表現は避けるべきと考える。
- ・ 法令等の柔軟な解釈とあるが違和感を覚える。政策形成が先にあり、その後法律が制定される。法解釈は中立的であるべき。法解釈が自治体毎に異なると事業者にとっても不利になる。
- ・ 行政評価はあるが、市民立法の考えも入れた立法評価はないのか。

#### <職員>

- ・ 条例等の制定改廃を行ったものについて、「十分市民に説明する」など説明責任を入れたらどうか。 国の地域主権改革の中で、法律で決めていた内容を条例に委任することが進められている。これまで は「国が決めたことだから」で済んでいたが、今後は、なぜそう決めたのか、説明が必要となる。
- ・ おそらく政策法務まで踏み込んでいると思うが、それも問題解決の手法でしかない。解決されない 問題の把握・顕在化と、解決のための手法として政策法務、重点予算化、総合振興計画への組込みな どを入れるのはどうか。
- ・ 法律に関して、市として意見を国に言っていくことはできる。

#### 第25条(危機管理)について

## <市民>

- ・ 具体的な事が示されていないと市民は動けない。「効果的な対応」、「連携していくこと」と記載 されているが、具体的に示す必要がある。
- ・ 「市民」の中に、事業者が突然現れて違和感を覚える。商店街では、大震災の時、市外から訪れている人々に関しても対応を求められる。どう対応すべきか記載してほしい。
- ・ 震災時、電話、FAX はすべてつぶれた。ネットは使えた。危機管理上、ネット環境を整備する必要があると思う。自助、共助、公助の考え方を周知、啓発する、では足りない。防災の観点を見直すべきだ。
- 「市民が安心して暮らせる」を入れて欲しい。
- ・ 安全・安心に「持続性」も入れた方がよい。
- ・ 自主防災に備える場所が無く困っている。
- ・ 災害時に、まちのアイデンティティを残したまま一斉に避難するのは、岩槻区以外では難しいので はないか。
- 商店街が行う街路灯の維持管理が現在難しい状況になってきている。治安の維持については大切な のでもっと踏み込んで条例化してほしい。

# 第26条(組織の整備等)について

# <市民>

- ・ 「組織、人員体制等」の項目はとても大事。
- ・ 高い理念は良い。それが生きる方法が大事。意見を吸い上げて予算化まで持って行きたいが、行政 は縦割りで回される。市長直轄の部局を位置づけないと生きてこない。
- 行政の中で一番の弊害というのは、縦割り行政だと思っている。
- ・ 役所の在り方は、上からの業務命令でない。市民からの声を業務に反映させる組織体制をつくるべき。
- ・ 市は一般企業に勤めた経験をもつ方をもっと採用したらどうか。
- ・ 人事行政の運営等の状況の公表について、「第〇〇条 市長は、市の人事行政の運営等の状況について、広く公表しなければならない。その際、市長は、市民に分かりやすく情報を提供するという観点から、適宜、記載事項、比較対象、表・グラフ等を活かす等の工夫を積極的に行うよう努めなければならない。」という趣旨の条文を新設する。

# 第4節 地域及び区のまちづくり 第27条(地域のまちづくり) について

#### く市民>

#### ●自治会に関する意見

- ・ 自治基本条例は、生活していくうえで大切なルールを定めること。各団体の取り組みへの参加率は 高いが、自治会の加入率が低いのが課題だ。
- 自治会に参加していない人でも自治会活動による成果を享受している。自治会への加入に関してどのような議論を検討会で行ったのか。
- 「市民は、〜自治会等の活動を通じて、〜取り組むよう努めるものとする。」について、「自治会等の活動に参加して」とできないか。自治会の加入率は下がっていて、加入していない人でもその恩恵を受けている。「通じて」に含まれているのかもしれないが、「参加して」と明確にしてもらいたい。
- 一部の世代の自治会への参加が遅々として進まない。表札すら出さない。条文で市民参加をうたっているが、積極参加を表現してほしい。
- 「自治会等を中心にして」という書き方をしているが、地域と密着が薄いさいたま都民としては、 自治会を再定義することを提案したい。
- ・ 自治会役員をしてきたが、自治会は行政の一部であると考えていた。しかし、そのこととは全く別

に、独自の事、独立した事もやっていく必要がある。自治会と行政の関係をきちんと位置づけて欲しい。

- ・ 市民・議会・行政の関連を示した図には自治会も入れるべきではないか。市からのお知らせなどが 自治会を経由して届けられている。
- 自治基本条例を活用し自治会を発展させてほしい。条例を強いものにして欲しい。
- 自治会の現場で、条例が出来たら、自治会は変貌を遂げられる、と言っている。
- 「自治会」の名称が少なく、軽んじられた気がする。
- 自治基本条例が制定されたことにより、自治会活動がどのように変わるのか。
- ・ 自治会での意見の受け皿になるのか。既存の団体との関係はどのようになるのか。
- 自治会は任意団体であるので、権利や義務について書かれることに違和感がある。
- ・ 自治会は任意加入なので、自治会への過大な期待はやめてほしい。
- ・ 自治基本条例が制定されると、自治会の体制が崩れてしまうことが心配なので、自治基本条例は不 要である。
- ・ まちづくりに参加する、しないは個人の自由。参加する、しないを区別する必要はない。したがって、自治会・区民会議も特出しする必要はない。
- ・ 自治基本条例が制定されることにより自治会の仕事は増えるのか。
- ・ 自治会は市から依頼される仕事などで忙しく、新たな課題に取り組む余裕があまりない。
- 自治会は市から依頼される仕事が増えてきている。一番困っているのがごみの問題。自治基本条例は絵に描いた餅と思う。自治会に無関心な人が多い現実がある。何もやらない人には罰則があるのか。 過去に NPO が来て水路の浄化計画を提案し、自治会も協力して会議を重ねたことがあったが、いつの間にか立ち消えになった。
- ・ 自治会が担わなければならない役割が多くなることを危惧する。自治会は任意団体ではあるが、行政の仕事も担う。しかし財政基盤があるわけではない。会員の高齢化も進み、加入率も71%と下がっている。そのような体制の中で、自治会の負担が増えるようになれば対応できない。中間報告に書かれている趣旨は良いが、支援をきちんと担保して欲しい。
- ・ 「自治会等へ市長等から必要な支援」とうたっているが、「必要な」という言い方は言い訳的で生 ぬるい。区のコミュニティ課も積極的に参画頂きたい。
- ・ さまざまな行政管轄区域が錯綜していて、円滑な自治会活動の支障になっている。
- ・ 自治会、区長、区民会議には、現在のところ位置付けがない。これをそのまま取り入れると、現制 度を固定化することになるのではないか。
- ・ 自治会とか書き込まないほうがいいと思う。既存のものに頼るような感じで、もっと新しい形が求められていると思う。
- 自治会長を辞したときに表彰されたが、市の下請け機関だけではなく、自立してやっていくべきだ。
- 市民が個々に進めることにも限界があるので、自治会の権限を強くすべきではないか。
- ・ 自治会の格差が出てしまっては困るので、工夫が必要。できないから辞めてしまおう、という事で はまずいのではないか。
- 自治会の役員をしてみて初めて分かる事がある。夫は東京に勤めているかもしれないが、妻や子どもは、地元にいるわけだからぜひ参加し、役員になってもらいたい。60%を割ってしまっている自治会の組織率の低さは、無関心とアパート住民が多いからである。
- 自治会会員が増えない。ワンルームマンションが多く、その住民が自治会に入らない人が多い。
- ・ 人はいるけど、自治会に人が入ってこない。なぜだろうか。入りたいという魅力がないからではないか。また、やったってどうせ変わらないのではないか、あるいは言いたくても言えないという状況があるのではないか。人間対人間の関係であり、生業であり、生き様である。膝をつき合わせ話し合い、信頼しあえる。それができる人間力が必要。
- ・ 自治会は、古くから住む人が多く入りづらいが、その方たちがいないと自治会もまわらないので、 取りあえずは今の自治会で良いと思っている。
- ・ 自治会は地域コミュニティの最も重要な主体だが、地域社会をめぐる状況変化に伴い、課題が生じているところもあり、従来からの役割を果たすことが難しくなりつつある。

#### ●その他の意見

- ・ 地域コミュニティを身近な生活となる地域を構成する住民の集合体とし、市民や自治会などの役割 や義務を規定している。現在、さいたま市には行政区(市・区)の定めがあるが、住民自治区の定め はない。住民自治エリアの実態として、小学校区域、中学校区域、公民館区域、自治会区域などが混 在しているため、身近な生活となる地域の定義や自治会の役割について、検討する必要がある。
- ・ 市民がコンセンサスをとって決めていきたいという話であったが、さいたま市では大き過ぎて無理

と思った。区の範囲でも大きい。小学校区程度の範囲なら可能と思う。皆、身近なところで問題意識があるはずで、小さな範囲でも意見を形成し、表明できるようになればよい。

- ・ 合意形成をどう図っていくのか。区でも、大きな違いや特色がある。北区は単身者が多いので、周知させる方法は、自治会を通じてではない、別の方法もあるのではないか。
- ・ ボランティアで活動しているグループもたくさんある。それを「その他の団体」で一括りに表現するのは不満である。表記することで、やる気のある人が増える。
- ・ 「地域コミュニティを基盤とする自治会、自主防犯組織、PTA等の組織は市民自治を進める上で 最も重要な主体です。」に、自主防災組織も活動しているので入れるべきと思う。
- ・ 自治会と NPO だけではない。民生委員は行政と住民と一緒に活動している。
- ・ コミュニティのところで、「相互の連携」とあるが現実にはうまくいっていない。実際どう連携させるのか。失敗、成功を踏まえ枠組みを作るべきで、文字が連なるだけでは意味がない。
- どこに誰がいて、どんな活動をしているのか情報交換できる場が必要である。
- ・ これまで自治に関わってきた既存の組織は、地域に無縁だった多くの市民が自治に参加できるよう 道を開くべきだ。
- ・ ノーマライゼーション条例の理念を盛り込んで欲しい。自治会・PTA がまちづくりにおけるハードルになる可能性もある。(例:障害者支援施設や作業所の建設を拒まれる、普通学校への入学を拒まれる)。例えば「地域コミュニティ」のところに「差別と虐待のないまち」という文言を入れて欲しい。
- ・ 防犯、防災、高齢化問題等、地域で取り組むべきさまざまな課題がある。
- ・ 規律のある街づくりを(通行のじゃまになっている自転車、ポイ捨てのタバコ、歩行者を無視した 自転車の走行など)。
- ・ 地域コミュニティと区について、生活とどこでリンクするのか、取っ掛かりを知りたい。
- ・ 幅広い地域活動の拠点として、公民館の機能拡充が望まれる。
- 公民館は元気な人が場所取りをしている。身近な誰でも行けるコミュニティセンターにすべきだ。
- ・ 地域団体の協力を求めているが、公民館の使用予約がインターネットで行われるようになって、地 元が予約を取りにくくなっている。
- 自然、環境を守りながら、住環境を向上させるために市民はどうしたらよいのか。

# く市長>

- ・ 核家族化、都市化が進み、コミュニティや家族のあり方が大きく変化している時だからこそ、地域 コミュニティの再生が大変重要である。
- ・ どのように規定するかという難しさがあるが、市民の組織として、法律では規定されていないが自 治会がある。市政については非常に大きな、そして影響力のある、協力的な団体だ。例えば、自治会 などの既存の組織の役割をどう規定していくのか、あるいは盛り込まないのか、これについても検討 が必要と考える。
- ・ 本市の場合は、自治会がかなり多くの役割を果たしているし、行政に対して協力的に対応していただいている。ただ、組織率が低下しており、自治会だけではない、補完的なコミュニティを創造することが必要ではないか。例えば、学校を中心として自治会、PTA、ボランティア団体も加わって、コミュニティが形成される。そういう機能を増やし、高めていくことが必要である。しかし実際にその仕組みを動かすには、いくつかのプロセスを踏む必要はある。
- ・ 自治会への加入促進については、自治会加入が義務化されていないため、私たちは促すことしかできないが全面的に協力してやっていきたい。

#### <職員>

- ・ 福祉(介護)に関しては、法律上カバーしきれない人もいるが、ボランティアに協力してもらうなど、一番身近な市町村でならできることもある。
- 地域での活動に参加しているが、それを通じて様々なことが分かる。それを仕事に生かしたい。

## 第28条(区役所の役割)、第29条(区長の責務)について

#### <市民>

#### ●区のまちづくりに関する意見

・ 大きな視野から見た市のまちづくりと同時に、下からの盛り上がりとしての区のまちづくりというものがある。その観点から条例の中に区を位置づけてほしい。

- ・ 各区の特性を明記して、区のあり方を明記するのが良い。各区で独自の生き方を望んでいるのかど うか。各区の区政を尊重する点を書いたほうが良い。
- ・ 市は合併10周年になるが、新しい区については、新しいコミュニティ作りが進んでいない。
- 行政区であっても、もっと自治を求めたい。
- ・ 区単位で、区内で活動する市民の出会いの場、情報交換の場をつくることが重要。
- ・ 区の様々な人たちが声を出して、共有できるような掲示板等を考えてほしい。
- ・ 新しくつくられる「市民活動ネットワーク」と区民会議が連携する場をどうつくっていくか。これ が今後の大きな課題だと考えている。

#### ●区役所・区長に関する意見

- ・ 区役所の役割や責務、区長の責務と権限については、地方自治法の市長の委任事務であり、現在区 役所の役割や区長の権限等については検討段階にあるため、調整する必要がある。
- ・ 行政の一律化と分権化(市政と区政)をどういう風に行政の中に取り入れていくのかが課題である。
- ・ 区役所に分散されている事務を統廃合することによって効率性が向上し、利便性が整うということであれば、分割損が出ないような方策も考えるべき。
- 合併して市役所が遠くなった。区と市の役割がよく分からない。
- ・ 区民会議に参加しているが、区と市の役割が理解されていないので、この関係性を分かり易く書い たほうが良い。
- ・ 区役所の位置づけを、しっかりと考えて欲しい。
- ・ 区役所は、地域振興の拠点であるべきと思う。現在は、本庁の単なる出先機関のひとつにすぎない 存在であり、区長も1年から2年でコロコロ変わる状況である。
- ・ 区は地域振興の拠点であるべき。さいたま市の職員約 6,000 人(市長部局)のうち区役所の職員 は約 1,500 人に過ぎない。この状況で住民主体のまちづくりが可能か疑問である。検討委員会の委員は勉強不足である。
- ・ 区役所による市民のまちづくりのバックアップが必要。
- 区役所はワンストップサービスの窓口であるべき。
- ・ 分権の流れの中で、国から県や市へ、市から区へということをやるべき。
- ・ 区役所を充実してほしい。もう少し主体的に、自分の地域をよくしようと市民がその気になるよう に。
- ・ 区役所、区長の役割を強化していくべき。
- ・ 区にもっと権限を与えるべきだ。区長は1年でやめる「挨拶要員」である。まちづくりや行政運営 に積極的に取り組み、リーダーシップを発揮してほしい。5年以上はいられる若い人をあててほしい。
- 区長はもっと若手を登用し、任期は3年、少なくとも2年は続けるようにするべき。
- ・ 区長の権限と在職期間について、短い在職期間で、区政が考えられるのか。
- ・ 「中長期的な視点で…」とあるが、2年で異動する今の区長にそれは無理、区の在り方をもっと議論すべきである。
- ・ 2年で辞める人に区長になってほしくないし、定年前の贈り物でもない。
- 区長で解決できない場合には、市全体として取り組むということを条例に入れてほしい。
- ・ タウンミーティングなど、自治に最も近い区役所が飛び越されて、本庁が直接行うような仕組みは 疑問に感じる。
- 区が行っている事業について、本庁職員が理解していない場合がある。
- 各区がバラバラ。基本的な施策は統一したうえでの独自性を。
- ・ 区役所というのは区民の中心の場所に置かれるものにも関わらず緑区役所は離れた場所にある。区 長の名前も知らない。区役所は本当に区民の窓口となりえるのか。

#### ●その他の意見

- ・ 病院建設を例にとると、区民は反対、さいたま市民は賛成という事がおきる。つまり区民である前にさいたま市民たれと言いたい。条例は、細かく決めるのではなく大まかに決めればいいと思う。必要であれば特例で行えばいい。
- ・ 現状で「区政」というべきものがあるのか。「区政」という言葉に違和感を感じる。
- ・ あり方論をここで開陳することはいかがか。まずは、本庁との役割分担や本庁と区役所との情報共 有などすぐやるべきことがある。本庁の記述が少なすぎる。
- ・ 区役所の役割・責務と区長の役割・責務の並列がいかがと思う。役職である区長に責任はある。概 念としての区役所に役割はあるが、責務はない。
- ・ 区役所とは、場所なのか、施設名、一集団の名称なのか。

# <市長>

・ 区全体としてサービスを平準化すべきものがある一方で、区の特色を出すべき分野もある。これに ついては、市民と協働していく中で、あるいは議論する中で、区の権限を増やしていく必要があるの ではないか。

### く議員>

・ 区のあり方に関して、区長の中長期的なリーダーシップは必要だが、区役所の役割責務にも中長期 的な視点を加えた方がよいのではないか。

# 第30条(区民会議)について

#### <市民>

- ・ 区民会議については、平成23年度から新たな体制に移行しているが、各区の特徴を生かした区民 主体による運営を目指すものであり、基本条例で規定することで各区の特徴が失われてしまうことが 懸念されるため、検討する必要がある。
- ・ 区民会議はしぼんできているのが現実、これからどういう方向にすべきかがないと納得できない。
- ・ 区民会議は、区のまちづくりの課題を協議し、区長に提言するという。現在は、単なる委員の勉強 会であり、まちづくりの課題を考える意識にいたっていないことが問題である。
- ・ 区民会議は提言団体になったと聞くが、情報公開がされていない。市報の中の区報の部分が少ない。 情報がなければ一般区民は参加しづらい。
- 区民会議で提言をしても何も実現しない。さらに権限もなくなった。
- ・ 区民会議における市政への提言は、要求・要望ではないとして、きちんと受け止められてこなかった。
- 区民会議で複数の分野にまたがる提言を行うとき、区長の権限では足りないことがある。
- 活動をしていて感じるのは、行政が熱意を受け止めているのか、市民も応じているのかということ。区民会議に何故区の職員はいないのか。有効な意見交換が出来ていない。
- ・ 区民会議と自治会の関係についても触れていただきたい。区民会議にはもう少し行政に関わってほ しいと考えている。
- ・ 行政に対してのルートとしての役割を区民会議が担っている。区に対して提言を行うことを定める など、条例案はいいところをついている。
- ・ 区民会議をはじめとする区民の様々な提案、提言を生かせる仕組みやまちづくりのためのネットワークづくりを条例に入れてもらいたい。
- ・ 区民会議について、市民が発想し必要なニーズの調査や企画を行う、という市民視点での取組が必要になると考えている。
- ・ 区民会議は区民が自分たちの地域づくりに参加でき、提言し、実現できる大事な場だと感じている。 それが、ただ諮問機関になると意味が違ってくる。
- ・ 区民会議の側からの提案もできるような仕組みにしておくべき。
- ・ 人が育つ場として区民会議の意義を感じており、この点も条例で盛り込んでほしい。
- ・ 第1項中の「区民は、…」を「市長は、…」に修正する。「区民会議」は、事実上の市の組織体として、実質的に地方自治法における附属機関に該当する。執行機関ではない単なる補助機関にすぎない区長が要綱により区民会議を設置した場合、地方自治法違反となる。近年、各地の地方裁判所判例及び住民監査請求監査結果において、要綱等により設置された各種の私的諮問機関や準附属機関は違法であるという判断が定着している。
- ・ 「…区長への提言等を行うための組織として…」のように「等」を付して修正することは、地方自治法上で定められている附属機関の役割に照らすと違法のおそれがあり、したがって「等」は削除されるべき。区民会議は、市の実質的な組織として事実上の附属機関としての性格を有しているといえる。「提言等」と定めて何らかの事業「活動も出来る自由度を確保すること」は、違法のおそれがある。さいたま市附属機関等に関する要綱においても、「協議会等」は附属機関の設置に準じるよう定められている。区民会議及び市民活動ネットワークに関する基本方針及び現在の区民会議設置要綱でも、区民会議は「区長に提言する協議会」と定められている。「提言等を行う」などと曖昧な規定であっては、次年度歳出予算の積算に影響する。また「等」に関わる公費支出に関して、住民監査請求や住民訴訟が提起された場合、市の主張を維持できるか疑問。なお、要綱設置による「協議会等」が地方自治法上の附属機関条例主義に違反するという認識は、自治体職員の間で共有化されているようだ。

・ 議員活動について-民意をくみ取ってと - あるが、区民会議とはどう関係付けられるのだろうか。

# 第5節 国、他の地方公共団体等との関係

第31条(国、埼玉県等との関係)、第32条(諸外国の都市等との関係)について

#### く市民>

- ・ 中間報告「他の地方自治体と積極的に連携を進め、競い合い、助け合い、共に発展していくことに 努めるものとする。」の対象は、九都県市や近隣自治体や他の政令市などになろうが、あえて必要な 記述であろうか。「競い合うことに努める」がよくわからない。
- ・ 埼玉県中央広域行政推進協議会は廃止したようだが、どのように周辺と連携するのか方向性が不明。
- ・ 中間報告で「潜在能力を積極的に活用して~」とあるが、能力は顕在(表出)しなければ、活用できない。
- ・ 国際交流で相互理解を深めることが市にどのようによい影響をもたらすのかよくわからない。これ までの海外視察の報告書が市民に閲覧可能となっているか。外国での知見が、市のまちづくりに反映 されたものはあるのか。
- ・ 国際会議観光都市の役割を果たすため、国際会議等の誘致を図るのではない。結局、「国際化」が 自己目的化し、国際化の結果何が市として得られるのかが書かれていない。

# 第4章 実効性の確保

第33条(必要な制度及び仕組みの整備)、第34条(運用推進委員会の設置)、 第35条(条例の見直し)について

#### く市民>

#### ●自治基本条例の運用に関する意見

- 条例を制定することに意義があるわけではなく、いかに活用できるかが重要である。
- 自治基本条例の制定により、具体的な取組として現われてこないと意味がないと思う。
- ・ 自治会の活動はものすごくたくさんある。規約自身は本当に短いものであるが、活動の場はかなりの大きさとなる。この条例もそうなっていくのだろう。しかし、一番大事な事は、運営をどう日常的にやっていくのか、身近なものとなるのかを考えて欲しい。
- 条例の内容は素晴らしいが、その運用が重要だ。
- 条例は運用のところまでしっかり進んでもらいたい。
- 条例をどのように運用するのか、改訂していくかが大事。
- 条例に必要なのは、実効性の確保、自治の担い手としての人づくりである。
- ・ 条例の実現には精神の高揚、仕組みづくり、実効性を持たせる仕組み作りが大事。
- 政策の立案段階での実効性の確保が大切。
- 地元意識を育てる条文が見当たらない。条例制定後の推進計画を立てていただきたい。
- 出来るだけ身近な話しでシミュレーションができないか。
- ある問題がおきた際にはこう取り組めるという事例、シミュレーションがあると良い。
- 自治基本条例が制定された後も市民の窓口として検討委員会を残した方が良い。
- 条例の効果を上げる後押しとして、オンブズマン制度もあって良いのではないか。
- オンブズマン制度は不可欠。
- ・ 市民のまちづくりと暮らしの羅針盤となる条例の骨子、市から保障される市民の権利と義務を明文 化した市民(自治)憲章を作り、市役所のエントランスホールに掲げたらどうか。そして、それを、 さいたま市に住む全ての人の母語に翻訳して配布してほしい。
- ・ 「条例の運用」で実効性の確保は大切。地域に目覚めることも大切。条例を小中校の教材にしたらどうか。
- ・ 市民が自治基本条例の運用を評価する仕組みが必要。

## ●自治基本条例の見直しに関する意見

- ・ 基本条例の実効性の確保について、市民自治の推進を図るため、実績の評価、必要な改善の検討等を市民参加により行う仕組みや、基本条例について市民の啓発に努めるなどとし、条例の見直しを適宜行うとしている。しかし、最高規範である基本条例の改正については、他の条例にも影響を与えるものであり、適宜改正を前提とした条例とするべきではないと考える。改正を行う場合の手続きについて、他の条例と同様に扱うのか、又は一定の制限を与えるのかを慎重に検討する必要がある。
- ・ 時代の社会情勢によって、法律や条例の考え方は変化するので、1回決めた後で、それを改正する 手続がなかなかとれないと、住民にとっては良い条例でなくなってくる。
- ・ 条例の運用が重要、実効性のあるものにすべく PDCA サイクルで積極的に評価し、だんだんと良いものにしていくことが大事である。
- 条例の内容に全員が納得してから定めることは困難。このまま進めたうえで、運用しながら充実していくべき。
- ・ 条例が出来た後の運用において、市民の意見を十分に取り入れる。条例の運用を常時チェックし、 必要な場合にすぐ改正していくべき。
- 条例は必要に応じて見直していくべき。
- ・ 運用をどうしていくかが大切であり、楽しみである。出来上がっても1~2年毎に叩いていかなければならないと思う。市民が端的に評価できるようなものがあればよい。
- ・ 市民参加により、定期的に見直す仕組みを作って欲しい。
- ・ 自治基本条例ができた際に、推進・見直しを行うことを明記にした方が良いのではないか。「○○ 委員会」の設置や定例的な見直しに行う、市民のイニシアチブで行うといったことを具体的に書くと 良いのではないか。
- ・ 条例の実効性確保のために見直しは必要であり、条例案骨子では「適宜」としてはいるものの、だらだらとならないか懸念されるので、2年か3年ごとに見直すと規定するのはどうか。なお、見直しを担当するメンバーは、本条例検討委員会の中から選任するのが適任である。
- ・ 政策、制度、組織などについて「不断の見直し~」と「適宜見直し~」とあるが、どちらが正しいか、「不断」と「適宜」の記述の差はどこにあるのか。

# く議員>

- ・ 本来、基本条例とは高度の安定性が求められるが、市行政や議会を取り巻く環境が変化していく中で適応性、可変性も欠くことはできない。目的は市民福祉の向上と市の健全な発展である。
- ・ (条例を運用等する組織について)機構上、市長の附属機関とすると議会が参加するのは難しいが、 純然たる第三者機関であれば、議員が参画できるのではないか。ただ、それがどういった位置付けの 組織か、ということは検討が必要。

#### <市長>

・ 条例というのは、それができるとすべてがバラ色に変わるとか、一度にすべてが劇的に変わるというものではない。条例とはあくまで目指すべき方向性、ルール、取り決めだ。しかし、その条例を私たちがどう捉えるか、どう活用するか、条例にどう魂を入れていくか、ということが重要だ。この条例をつくるプロセス、あるいはつくった後の活用が、大変重要になってくる。

# <職員>

- ・ 理念だけでなく手続にまで踏み込んでも良いのではないか。手続条例の検討や制定も視野に入れて、 条項ごとまたは運用条項のあたりで別の手続条例の制定を検討することを制度化したらどうだろうか。 自治基本条例ができたからそれとは別に手続条例ができた、というのも自治基本条例の成果であると 思う。完璧な条例はない。一定の年限で機械的に見直しを行うことを制度化したらどうか。
- ・ 条例をどう生かすかが大切。すぐに変わっていくものではない。土壌をつくっていくこと。小さい町では顔が見える関係にあるが、人口が多いさいたま市でどう広めていくか。関心のない人を巻き込んでいく仕組みができて、皆が参加するようになれば、対立関係から協力関係に変わる。子どもの頃から学校等で教えていくことが大切。
- ・ 自治基本条例ができると何が変わるか、具体的なことは言えないが、様々な場面で分かりやすく説明していくことが大事ではないか。
- ・ 仕事をしていて市民から寄せられる意見には、身近な課題に関するものが多い。自治基本条例のような全体の話に関心のある人は少なく、これをどう高めていくか。

# 検討委員会、検討の進め方について

#### <市民>

- ・ 地方自治改革が叫ばれているが、住民の関心が高くないのは何故か。第一に、議論が抽象的で具体像が分かりやすく示されていないこと、第二に地方自治の制度改革の必要性についての説明が十分でないこと、にあると考える。市民の関心が薄いようでは、改革は進まない。自治基本条例案の作成に当たり、行政当局が案を示さずに、市民に意見を募集していることは、自治に対する意識の向上にも資するもので歓迎する。ただし、条例案が示されないと意見を出す人が少ないという危惧がある。いずれにしても条例案ができた段階で、市民に意見を求めれば問題ないと思う。
- 条例案をつくるに際して、もっとじっくり市民から意見を聞くべきだ。
- 一般市民の声はどこで吸い上げてくれるのか。それは自治会それとも役所?一般の声を吸い上げて 条例を作ってほしい。
- 議員も意識を持ち始めているので、検討委員会が説明会をもっと開催してほしい。
- 若い人との意見交換会を行ったのか。
- ・ 「安全・安心な環境」とあるが、どのように安全・安心を確保するのか。雇用が確保されることが 大前提であろう。産業界の意見を聴いているのか。
- ・ 条例素案ができた段階で市民の意見を聴く際には、意見提出期間をできるだけ長くしてもらいたい。 また条例の骨子を広報紙に掲載して、広く市民に知らせ関心を持ってもらうようにするとよい。
- ・ 議会基本条例にPRパンフレットがない。自治基本条例では、市民に対するPRや白書の作成を積極的に行うべき。その際、ホームページまかせにしないこと。
- ・ このような意見交換会等に行ってみよう、と思わせるにはどうしたらよいのか。学校で出前意見交換会などできないか、そういったことも考えたらよいのではないか。 PRのためには、インパクトが大切。例えばツイッターで苦情等があれば「いつまでにこうします」と、そうなると分かりやすい。このニュースレターでも重たい。  $1 \sim 2$  行、 1 4 0 文字程度で、インパクトのある表現ができればよい。
- ・ 何をさいたま市として発信していくのか、特徴が大切。例えば大学生と地域との交流が効果的である。今回のような意見交換を行うと、各々のことが理解できるようになる。小さいところ、身近なところから始めて長期的に考えるべき。
- ・ 意見交換会で出された意見をどのように中間報告に反映しているのか。
- 市民意見交換会は、行政のガス抜き、単なるセレモニーではないか。
- ・ 市民意見交換会といっても緑区など定員30名である。拙速である。混乱を招かないようにすべき。 検討委員会は提案のみにすべきで、条例を決めるのは議会である。
- ・ 3月に震災があり、一方で8月にこれの最終報告を上げるとのこと、少し急ぎすぎではないかと思う。積み残すべき課題を丸く収める必要はない。
- ・ もうすこし、ゆっくりじっくり検討する必要があるかもしれません。検討していく経過が人材育成 につながると思う。
- 1年程で制定することは拙速である。
- 市長の任期中に制定することには他の意義を感じる。
- ・ 議会基本条例が先に出来ていて、後から自治基本条例をつくるのはおかしい。8月に検討委員会の 手を離れて、市長、議会に委ねられることになるので、ちゃんと議会を通るかどうかの保証はないの ではないか。
- ・様々な条例はあるが、議会での議決を経るわけであり、市民が参加するにあたっては、よく考えて やっていただきたい。
- 検討委員会で条文案の作成まで行うべき。細かい文言があとで重要な意味を持ってくる。
- 検討委員の中に、民生・児童委員、地区社会福祉協議会、防犯連絡協議会等、地区で活動している さまざまな組織のメンバーが入っていない。構成に偏りがある。そのため、条例の内容にリアリティ がない、きれいごとのように思える。
- ・ 民生委員や社会福祉協議会もメンバーに入れてほしかった。
- 構成メンバーに介護・社会福祉協議会から選ばれていないことに違和感がある。
- ・ 自治基本条例の策定について、市長は急ぎすぎているのではないか。検討委員に、地域で活動している人がいないのはおかしい。
- 自治会活動をしている委員はいるのか。
- 20名で条例をつくることはいかがなものか。
- ・ 自治基本条例の検討委員会の委員は、同床異夢ではないか。既に法令で決まっている事を変えるの は問題である。解釈を統一すべき。

## く議員>

- ・ 市民参画のもとに政策や条例をつくっていくというのは今後の好例となる。良かった点や苦しかった点を教えてほしい。市民との意見交換会や検討委員会で、議会への意見が出ていたら教えてほしい。
- ・ 自治基本条例を策定していることを知らない市民が多いが、今後はどのように周知し、その理念を 広げていくのか。特に議員、議会として、その努力というのはどういった方法でしていけばよいのか、 意見を伺いたい。

# <職員>

- ・ 様々な事務、手続があるのは理解するが、会議の会議録のホームページ掲載がもっと早くなれば良い。意見交換会や会議傍聴に来る市民は古い情報しか持てず、市と市民との議論がかみ合わない。
- ・ 職員を含めて自治基本条例に関心のない人が多いと思う。無関心の人たちにどう広めていくか。

# 第2 市民Webアンケート結果概要

自治基本条例に関する市民の意見を広く聴くために市が実施したWebアンケートの結果概要について紹介します。

## 1. 調査方法

民間の調査会社にモニター登録している市内在住者を対象に、インターネットを通じて実施した。

## 2. アンケート回収人数

〇アンケート回収人数:1,000人

#### 〇内訳:

年代区分	男性	女性	計
20 代以下	100 人	100 人	200 人
30代	100 人	100 人	200 人
40 代	100 人	100 人	200 人
50 代	100 人	100 人	200 人
60 代以上	100 人	100 人	200 人
計	500 人	500 人	1,000人

## 3. 調査期間

平成23年4月11日(月)~平成23年4月18日(月)

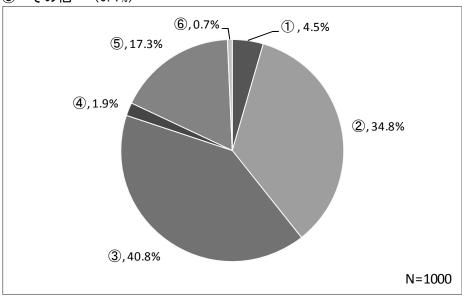
## 4. アンケート設問一覧

問	設問		
1	あなたの市政への関心と参加について、伺います。		
2	あなたの市民活動への関心と参加について、伺います。		
3	「自治基本条例」を知っていますか。		
4	さいたま市が自治基本条例の検討を進めていることを知っていますか。		
	暮らしやすいまちづくりや市の発展のためには、「市民自治の確立」(まちづくりに当たって		
5	は、市民が地域や市の課題について主体的に考え、責任を持って取り組むことを基本とするとい		
	う考え方)が重要と考えます。このような考え方について、どのように思いますか。		
	暮らしやすいまちづくりや市の発展のためには、有権者の市政への参加はもちろんのこと、同時		
6	に、より多くの方々(市内在住の未成年者・外国人、市内への通勤・通学者、市内で活動する事		
0	業者、市民活動団体など)の市政への参加も大切であるという考え方について、どのように思い		
	ますか。		
7	Q6で回答した理由についてご記入ください。		
8	市政への市民参加を促進するためには、何が大切と思いますか。		
9	さいたま市の今後の市政運営に当たり、市長に求められるものとして、何が重要と思いますか。		
1 0	さいたま市の職員に求められるものとして、何が重要と思いますか。		
1 1	さいたま市議会・議員に求められるものとして、何が重要と思いますか。		
1 2	市民の権利として、どのようなことが必要と思いますか。		
1 3	市民の責務として、どのようなことが必要と思いますか。		
1 4	市政に係る重要案件に関し、住民の意見を聴いて、議会や市長が判断する際に参考とするための		
1 4	住民投票について、どのように思いますか。		
1 5	Q14で回答した理由についてご記入ください。		
1 6	自治基本条例や、市政・まちづくりに関して、ご意見がありましたら自由にご記入ください。		

#### 5. アンケート結果

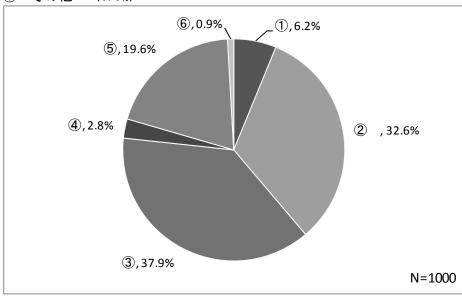
#### Q1 あなたの市政への関心と参加について、伺います。

- ① 関心があり、市政に参加している(したことがある) (4.5%)
- ② 関心があり、市政に参加したことはないが、今後参加したい (34.8%)
- ③ 関心はあるが、市政に参加したことはなく、今後も参加するつもりはない (40.8%)
- ④ 関心はないが、市政に参加したことがある (1.9%)
- ⑤ 関心はなく、市政に参加するつもりはない (17.3%)
- ⑥ その他 (0.7%)



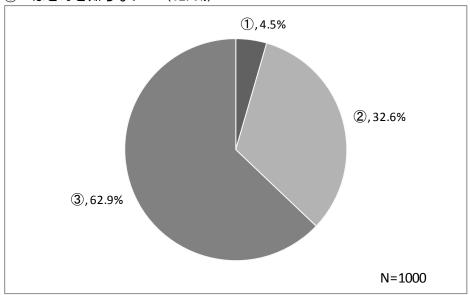
#### Q2 あなたの市民活動への関心と参加について、伺います。

- ① 関心があり、市民活動に参加している(したことがある) (6.2%)
- ② 関心があり、市民活動に参加したことはないが、今後参加したい。 (32.6%)
- ③ 関心はあるが、市民活動に参加したことはなく、今後も参加するつもりはない。 (37.9%)
- ④ 関心はないが、市民活動に参加したことがある (2.8%)
- ⑤ 関心はなく、市民活動に参加するつもりはない (19.6%)
- ⑥ その他 (0.9%)



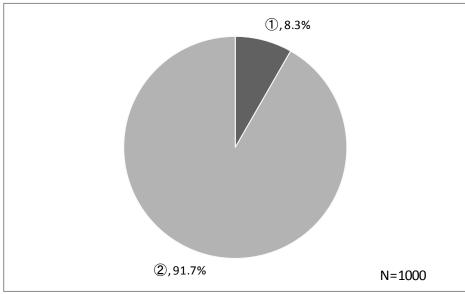
## Q3 「自治基本条例」を知っていますか。

- ① 内容をある程度知っている (4.5%)
- ② 内容は分からないが名前を聞いたことがある (32.6%)
- ③ ほとんど知らない (62.9%)

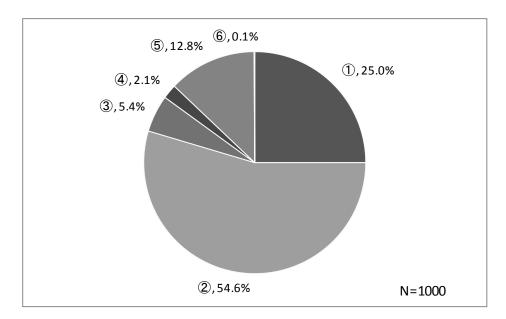


# Q4 さいたま市が自治基本条例の検討を進めていることを知っていますか。

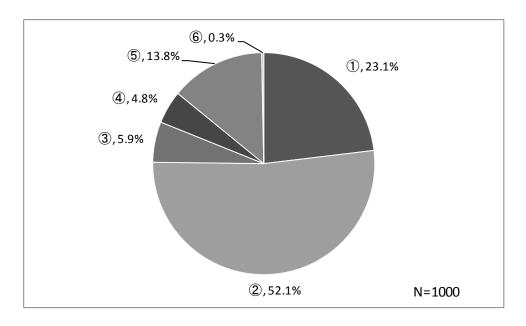
- ① 知っている (8.3%)
- ② 知らなかった(このアンケートで初めて知った。) (91.7%)



- Q5 暮らしやすいまちづくりや市の発展のためには、「市民自治の確立」(まちづくりに当たっては、 市民が地域や市の課題について主体的に考え、責任を持って取り組むことを基本とするという考え方) が重要と考えます。このような考え方について、どのように思いますか。
  - ① そう思う (25.0%)
  - ② どちらかといえばそう思う (54.6%)
  - ③ どちらかといえばそう思わない (5.4%)
  - ④ そう思わない (2.1%)
  - ⑤ わからない (12.8%)
  - ⑥ その他 (0.1%)

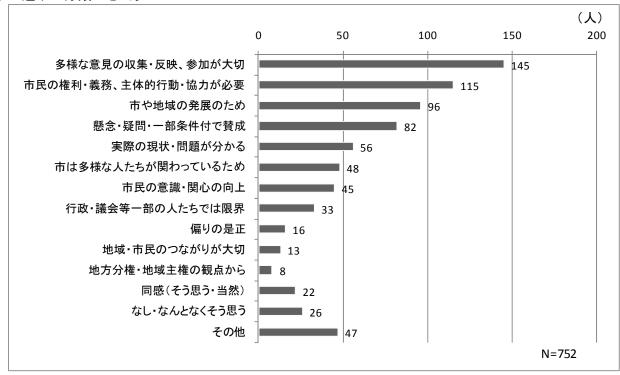


- Q6 暮らしやすいまちづくりや市の発展のためには、有権者の市政への参加はもちろんのこと、同時に、より多くの方々(市内在住の未成年者・外国人、市内への通勤・通学者、市内で活動する事業者、市民活動団体など)の市政への参加も大切であるという考え方について、どのように思いますか。
  - ① そう思う (23.1%)
  - ② どちらかといえばそう思う (52.1%)
  - ③ どちらかといえばそう思わない (5.9%)
  - ④ そう思わない (4.8%)
  - ⑤ わからない (13.8%)
  - ⑥ その他 (0.3%)

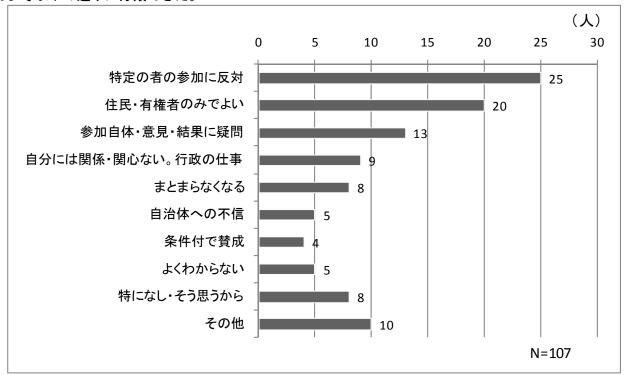


#### Q7 Q6で回答した理由についてご記入ください。

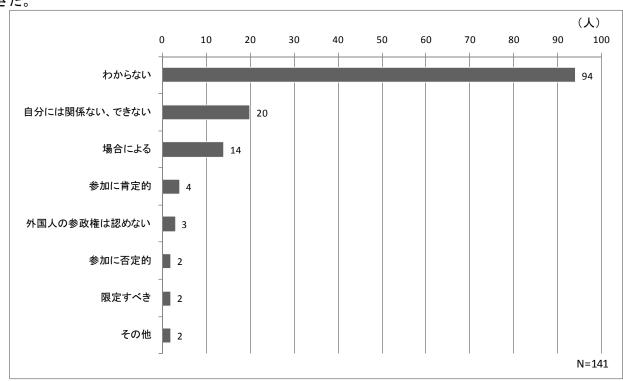
Q6で「①そう思う」と「②どちらかといえばそう思う」と回答した752名の回答理由はおよそ以下の通りに分類できた。



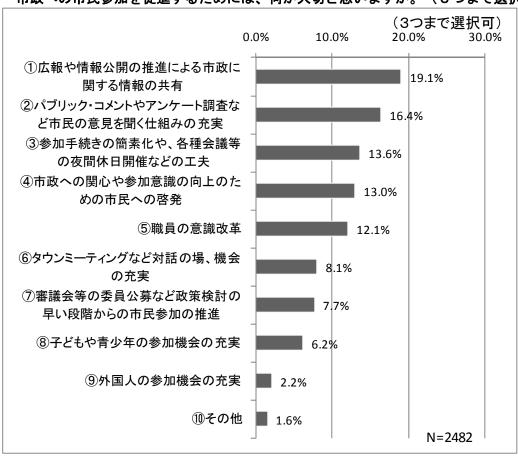
Q6で「③どちらかといえばそう思わない」と「④そう思わない」と回答した107名の回答理由はおよそ以下の通りに分類できた。



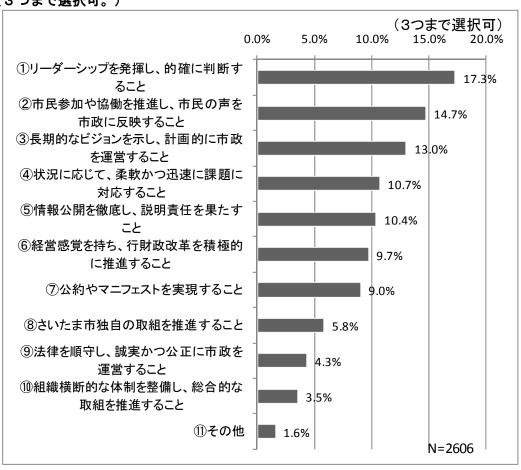
Q6で「⑤わからない」と「⑥その他」と回答した141名の回答理由はおよそ以下の通りに分類できた。



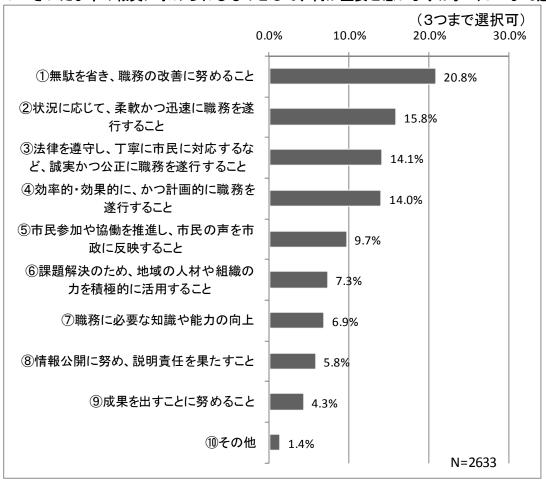
#### Q8 市政への市民参加を促進するためには、何が大切と思いますか。 (3つまで選択可。)



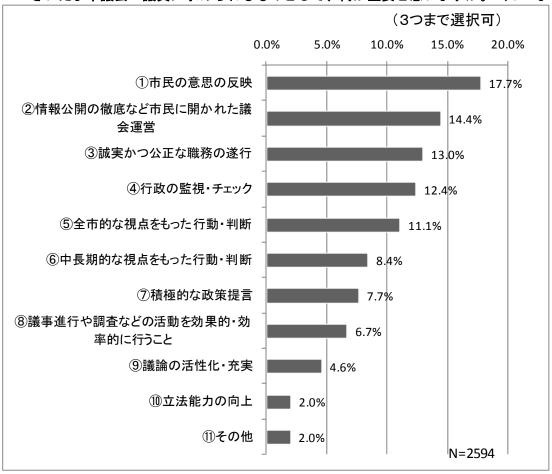
# Q9 さいたま市の今後の市政運営に当たり、市長に求められるものとして、何が重要と思いますか。 (3つまで選択可。)



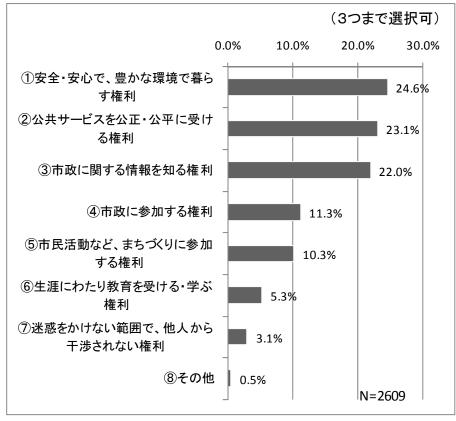
#### Q10 さいたま市の職員に求められるものとして、何が重要と思いますか。 (3つまで選択可。)



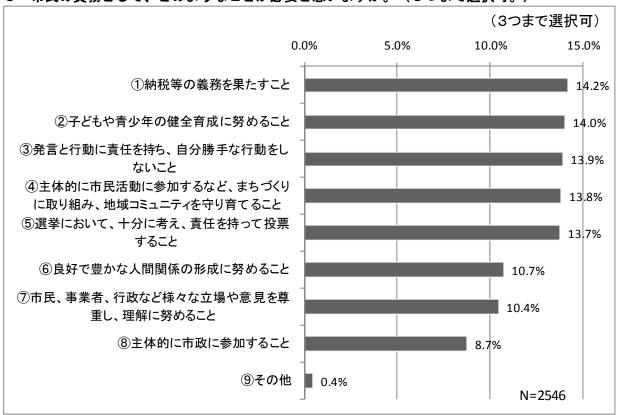
#### Q11 さいたま市議会・議員に求められるものとして、何が重要と思いますか。(3つまで選択可。)



## Q12 市民の権利として、どのようなことが必要と思いますか。(3つまで選択可。)

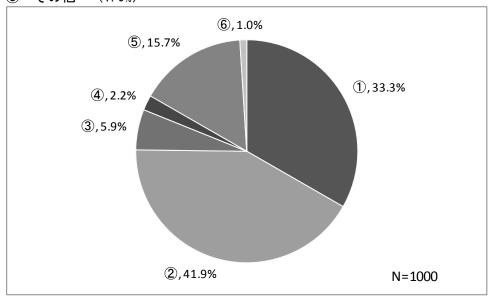


#### Q13 市民の責務として、どのようなことが必要と思いますか。(3つまで選択可。)



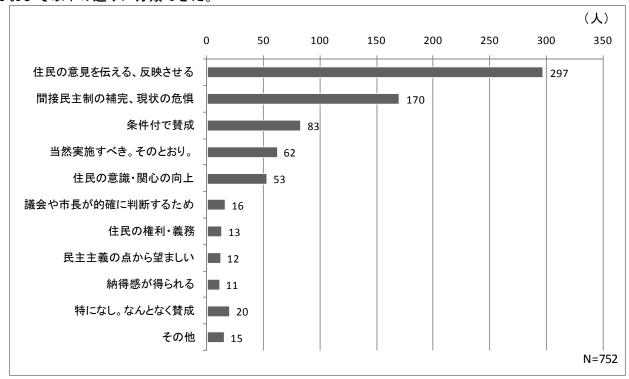
# Q14 市政に係る重要案件に関し、住民の意見を聴いて、議会や市長が判断する際に参考とするための 住民投票について、どのように思いますか。

- ① 実施するべき (33.3%)
- ② どちらかといえば実施するべき (41.9%)
- ③ どちらかといえば実施するべきではない (5.9%)
- ④ 実施するべきではない (2.2%)
- ⑤ わからない (15.7%)
- ⑥ その他 (1.0%)

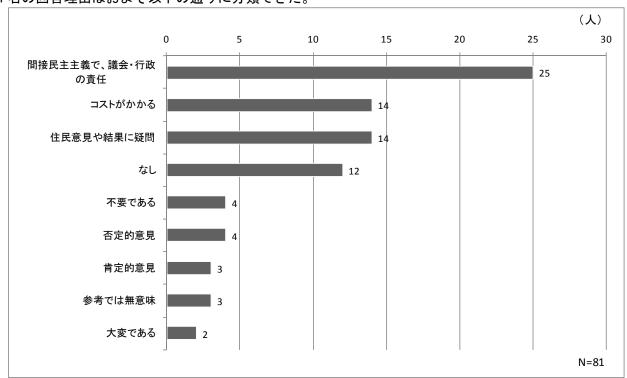


## Q15 Q14で回答した理由についてご記入ください。

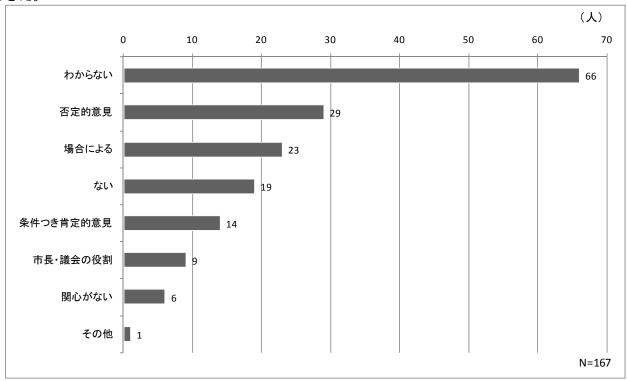
Q15で「①実施するべき」と「②どちらかといえば実施するべき」と回答した752名の回答理由はおよそ以下の通りに分類できた。



Q15で「③どちらかといえば実施するべきではない」と「④実施するべきではない」と回答した81名の回答理由はおよそ以下の通りに分類できた。



Q15で「⑤わからない」と「⑥その他」と回答した167名の回答理由はおよそ以下の通りに分類できた。



## Q16 自治基本条例や、市政・まちづくりに関して、ご意見がありましたら自由にご記入ください。

Q16の自由記述に回答した458名の回答はおよそ以下の通りに分類できた。

